教　職　課　程
GUIDE BOOK
2 0 2 0

ーはじめにー

本学への入学、おめでとうございます。

皆さんがこれから本学で大学生活を送るにあたり、4年間が充実した学生生活となり、さらに、卒業後についても大学時代の研究や経験を十分に生かして、目指す進路に進めるように願っています。

本書は、教員になるために必要な免許取得のための教職課程の履修と、教員採用試験に合格するためのノウハウをまとめたガイドブックです。

本学は、1975年の大学開学と同時に教職課程の講座を開設し、当初は「工業」の免許だけでしたが、その後学部の拡充とともに教職課程も拡充し、現在では学部によって取得可能な教科は異なりますが、中学校教諭の「数学」・「理科」・「技術」、高等学校教諭の「数学」・「理科」・「工業」・「情報」の免許、栄養教諭の免許が取得できるようになりました。

今日の教育界を見ると、少子化・学校の再編整備等により、教員採用試験においては、まだまだ厳しい競争が存在し、卒業後、直ちに教職に就ける割合は低い状況にあります。本学でも教員を目指して、卒業後も臨任・非常勤講師などをしながら受験している人などもいますが、難関を切り開いて教職に就き、全国の学校で活躍している先輩が増えてきています。

さて、教員になるためには、超えなければならない二つのハードルがあります。

一つ目のハードルは、教員になるために必要な免許を取得することです。

免許を取得するためには、1年次から4年間、必要な教職課程の科目を計画的に履修し、良好な成績で修得する必要があります。本書は、本学で取得できる教員免許の種類を始め、免許を取得するための入学から卒業までに必要な教職課程の履修内容をまとめたものです。したがって、本書に基づいて教職課程を履修し必要な科目を修得した後、県教育委員会に免許状授与申請することによって、卒業時に教員免許状が正式に授与され、第一のハードルをクリアーすることになります。

二つ目のハードルは、教員採用試験に合格することです。

免許を取得したからといって、直ちに教員になれるわけではなく、教員採用試験に合格しなければ教員になることはできません。そのため、大学時代の4年間で教員採用試験に合格するための受験対策を十分に行う必要があります。本書には、教員採用試験に合格するために知っておくべき「教員採用試験の概要」や4年間をとおして計画的に実施する「採用試験の受験対策」の内容をまとめてあります。

また、本学は、教員を目指す学生が教員採用試験に合格できるようさまざまな支援を行うことを目的に、平成19年度に「教員採用試験対策室」を設置し、平成28年度より「教職教育センター」設置にともない名称を「教職教育センター支援室」に改めました。　「教職教育センター」では、入学時の教職課程の履修相談を始め、教員希望者に対して受験都道府県・政令指定都市の情報提供や受験対策についてのアドバイスなどを行います。さらに、教員採用試験の合格を目指した受験対策を計画・実施しています。

したがって、教員を目指す学生は、4年間をとおして計画的に実施される「教職教育センター支援室」の採用試験対策に積極的に参加し、より良い教師のための素養を身に付けるとともに、採用試験に合格する知識と指導力を身につけてください。

教職教育センター支援室からのメッセージ

「教員になりたい！」という情熱を大切にします。

本学では、「教員になりたい！」と願う学生の思いを大切にして、徹底的なサポートにより一人でも多くの情熱あふれる教員を育てていきたいと考えています。

情報でサポート

各都道府県・政令指定都市の実施要項や採用情報、過去の採用試験実施問題など、採用試験に関する情報を数多く収集し提供しています。特に皆さんが受験する都道府県・政令指定都市の情報など本来は自分で調べなければならない情報も「教職教育センター支援室」で得ることができます。

教材でサポート

教科書・学習指導要領・教科指導法に関する書籍等教職課程履修に関する書籍・教材を始め、受験対策のための予備校教材や市販テキスト・問題集など採用試験の受験に向けた書籍や教材を多数用意し、いつでも閲覧・コピーができ、貸し出しも行っています。

親身の相談でサポート

教員免許を取得するためには、本学では１年次から４年次まで、毎年、教職課程を履修する必要があり、そのための教職課程の履修登録を入学直後にする必要があります。

そこで、「教職教育センター支援室」では、入学時から卒業までに必要な教職課程の履修に関する相談を個別に実施するとともに、採用試験の受験に向けて、一人ひとりの志望に即して適切なアドバイスを行いながら採用試験の合格を目指します。

対策講座でサポート

年３回の対策講座（前期･後期･春期休業）に加え、大手予備校と提携し、年間 60 講座を夏･春の２回に分けて「教員採用試験対策集中講座」として学内で実施します。さらに、受験直前に大手予備校の講師等による「直前対策講座」を実施し受験に備えます。

なお、受講に際してテキスト代の一部を受講者から徴収しますがその他の費用はすべて大学が負担しますので受講料は無料です。

さらに、日常の空き時間等を利用して、教職に就くために必要な知識や心構えを学ぶ「教職基礎講座」、教科別グループで実践する学習会や本学と連携協定を締結している高校等における「授業見学」など実践的で幅広い対策を実施しています。

教職教育センターのポリシー

2016年4月に「教職教育センター」が設置されました。以下のようなポリシーの下に教員を目指す学生に対して教育に取り組んでいます。

【教育目的】

各学科が育成する高い専門性を基盤に、教育者としての資質の涵養と高いスキルを身につけた優れた教師の育成を目的とする。目標とする人材像は、現代社会の要請に対処すべき専門性を教育に活かしつつ、免許教科に対する理解や、教育現場において学習者の興味・関心を惹起できる授業実践力を持ち、地域、友人関係、家庭など個人をとりまく多様な環境にも配慮した上で、先を見越した生徒指導のできる自立した教師である。

【ディプロマ・ポリシー】

本学の教職教育においては、中学および高等学校での優れた工業技術・自然科学系の教員を養成することを目的とした各免許課程を編成している。特に子ども達の理数科離れが指摘されている今日、理数科嫌いを減らし、科学および技術に対する興味を育み成長させていくためには、教える側にサイエンスやテクノロジーに関する深い理解と高い指導能力が求められる。工科系大学である本学には、理工系専門家を養成する教育カリキュラムとそれを支える優れた施設が完備されている。これらを使って、高度な教育指導能力を有した教員を養成することは、社会が強く求めるところであり、持続可能で人間性豊かな社会の実現に直結するものである。

1．専門性に根付いた教科の指導力
①生徒の反応や理解度に応じて、現代社会が抱える問題などを取り入れた授業計画や学習方法などを工夫できる。
②専門知識や基本的な授業技術を身に付け、補助教材などを用いて自らの考えを明確に話したり、板書したりできる。

2．教員としての責任感や教育に対する情熱
①教員としての倫理観や使命感を持って生徒とふれあい、自らも学習を続け成長していこうとする情熱を身に付けている。
②学習だけでなくいろいろな困難と接したとき、それに立ち向かう強い情熱と意志をもって、自らの責任を果たすことができる。

3．生徒に対する理解力および指導力
①生徒との間に信頼関係を築き、良好な交流を行うことで生徒に対する的確な理解をすることができる。
②保護者、他教職員および関係機関との密接な連携を取り、的確な理解に基づいた生徒指導ができる。

4．状況に応じた実践ができる自立性
①社会環境の変化に応じ、自立的・主体的に教養・専門知識を習得することができる。
②状況に応じて、自らの責任のもとで思考や判断、省察を行い、それに基づいて実践を積み重ねていくことができる。

【カリキュラム・ポリシー】

各学科に設置した教職免許課程では、工学技術および科学に関する専門科目を数多く、しかも広範囲に学修することができるので、工業・理科・数学・情報・技術・栄養に関する高い指導能力を涵養することができる。一方で、教師として必要な、「1．専門性に根付いた教科の指導力」「2．教員としての責任感や教育に対する情熱」「3．生徒に対する理解力および指導力」さらに「4．状況に応じた実践ができる自立性」などは、学科の専門教育の上に教師としての人間性を育てる系統的な教育カリキュラムが必要となる。本学の教職教育のカリキュラムにおいては、これら教師に必要な能力を各学科の専門教育と連携しながら総合的に教育し、深い専門知識を持ち合わせた人間性豊かな優れた教師を育てることができる。

○教科・教育課程に関する基礎知識・技能

教科書および学習指導要領の内容を理解した上で、教育課程の編成、道徳教育に関する基礎理論や知識を身に付けて、それらを活用できる。さらに、特別活動の指導方法や総合的な学習の時間の指導に関する基礎理論や知識を身に付けて活用することができる。

○教育の方法および指導法

授業構想力として、教材研究を生かした授業を構想し、生徒の反応を想定した指導案としてまとめることができる。授業展開力として、生徒の反応を生かし、皆で協力しながら授業を展開することができる。学級経営力として、的確な学級経営案を作成することができる。表現技術として、板書や発問、話し方など、的確な授業を構築することができる。ICT 活用能力として、情報教育機器の活用に係る基礎理論・知識を応用し、実践に生かすことができる。教材開発力として、教科書にある題材や単元等に適した教材・教具を開発・作成することができる。

○課題の探求および解決

自己の課題を認識し、その解決にむけて学び続ける姿勢を持ち、特に、いじめ、不登校、特別支援教育などの学校教育に関する新たな課題（教育時事）に関心を持ち、自分なりに課題解決への考えや意見を持つことができる。

○学校教育についての理解

教職の意義や教員の役割、職務内容、子どもに対する責務を理解し、教育の理念、教育に関する歴史・思想についての基礎理論・知識を習得し活用できる。さらに、学校教育の社会的・制度的・経営的理解に必要な基礎理論・知識を習得し活用できる。

○子どもについての理解

生徒理解に必要な心理・発達論的基礎知識および学習集団形成に必要な基礎理論・知識を習得し、いじめ、不登校、特別支援教育などについて、個々の生徒の特性や状況に応じた対応の方法を理解できる。

○他者との理解・協力

他者の意見やアドバイスに耳を傾け、理解や協力を得て課題に取り組み、率先して自らの役割を見つけ、与えられた役割をきちんとこなすことができる。これにより、保護者や地域との連携・協力の重要性を理解し、他者と共同して授業を企画・運営・展開することがでる。

○教育実践・パフォーマンス

授業における教師としての態度および振る舞い、発声方法など、生徒の興味および注意を惹くことができる。

○コミュニケーション

挨拶、言葉遣い、服装、他の人への接し方など、社会人としての基本的な事項を身に付け、発達段階に対応したコミュニケーションを工夫し、生徒に対して公平・受容的態度で接することができる。

Kanagawa Institute of Technology

スケジュール
はじめに
教職教育センター支援室からのメッセージ
教職教育センターのポリシー

第１章　神奈川工科大学教職課程について

1　神奈川工科大学で教員をめざすということ …… 6
2　教職課程登録と履修上の注意点 …… 9
3　教職課程履修の流れ …… 10
4　教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目 …… 11
5　教科及び教職に関する科目 ①
教育の基礎的理解に関する科目等 …… 12
6　教科及び教職に関する科目 ②
教科及び教科の指導に関する科目／栄養に係る教育に関する科目 … 14
7　教育実習の概要 …… 38
8　介護等体験の概要 …… 41

第２章　教員採用試験に合格する

1　公立学校の概要 …… 42
2　私立学校の概要 …… 45
3　情報の収集 …… 46
4　教員採用試験の受験対策 …… 47

第３章　キャリア・ティーチャーを目指す

1　学校支援ボランティア …… 50

第４章　教育職員免許状を取得する

1　一括申請 …… 51
2　個人申請 …… 52

第５章　大学院で専修免許状を取得する

1　教職課程登録と専修免許状 …… 53

第６章　卒業後に教育職員免許状を取得する

1　科目等履修生として免許状を取得 …… 54

第７章　疑問を解決する

Ｑ＆Ａ …… 55

教職教育センター・支援室の配置図 …… 64

1 神奈川工科大学で教員をめざすということ

神奈川工科大学は、豊かな教養と幅広い視野を持ち、創造性に富んだ技術者を育て、科学技術立国に寄与するとともに、地域社会に貢献することをめざしています〔「本学の理念」参照〕。そのため、いずれの学科も、ものづくりや実験・実習を通した発見や感動の体験を大切にし、生涯を通じて成長しつづけることができる自学自習能力とコミュニケーション能力を備えた問題解決型の技術者・スペシャリストを育成するための、独自のカリキュラムを持っています。〔「各学科の教育目標とディプロマポリシー」参照〕。

この理念にもとづき、本学では、各学科が育成する高い専門性を基盤に、教育者としての資質やスキルを身につけた優れた教師の育成をめざしています。そして、地球環境・エネルギー問題、福祉と健康・医療、高度情報化社会、災害対策といった現代社会の要請に応える確かな専門性や技術を身につけ、未来世代を育てることのできる豊かな人間性と指導力を備えた教員を社会に送り出すための教職課程を置いています。教職課程の教育や教師を目指す学生へのサポートは「教職教育センター」が担っています。以下の各章で、詳しい内容を確認してください。

ところで　学校の教員になるためには、教育職員免許法に定められた教育職員免許状（以下、免許状）を取得していることが必要です。そのためには、まず本学で取得できる免許状を確認し、どの科目を履修し単位を修得すれば希望の免許状が取得できるか考えなければなりません。免許状取得に必要な条件は、卒業するのに必要な所属学科の科目の単位のほかに教職課程で定められた科目の単位を修得しなければなりません。それとともに教職課程の科目を履修するための教職課程登録も必要となります。この章では、本学で取得できる免許状の種類と教科、免許状取得要件、教職課程登録と履修上の注意点、「教育職員免許法施行規則第６６条の６に定める科目」「教育の基礎的理解に関する科目等」「教科及び教科の指導法に関する科目等」「栄養に係る教育に関する科目」、教育実習・栄養教育実習、介護等体験などの内容を記してあります。初めて知ることが多く戸惑いもあると思いますが一つひとつ押さえながら取り組んください。

■ 本学で取得できる免許状の種類・教科

入学年度及び所属する学部・学科によって取得できる免許状の種類が異なります。取得できる免許状を視野に入れて必要科目の履修や実習を行ってください。

表 1　　○：取得可能免許状

免許状授与の所要資格を得させるための課程をおく学部・学科		免許状の種類と取得免許教科							
		中学校教諭一種免許状			高等学校教諭一種免許状				栄養教諭一種免許状
		技術	数学	理科	工業	数学	理科	情報	
工学部	機械工学科	○	○	＊	○	○	＊	＊	＊
	電気電子情報工学科	○	○	＊	○	○	＊	＊	＊
	応用化学科	＊	＊	○	○	＊	○	＊	＊
情報学部	情報工学科	＊	＊	＊	○	＊	＊	○	＊
	情報ネットワーク・コミュニケーション学科	＊	＊	＊	○	＊	＊	○	＊
	情報メディア学科	＊	＊	＊	○	＊	＊	○	＊
創造工学部	自動車システム開発工学科	＊	＊	＊	○	＊	＊	＊	＊
	ロボット・メカトロニクス学科	○	＊	＊	○	＊	＊	＊	＊
	ホームエレクトロニクス開発学科	○	＊	＊	○	＊	＊	＊	＊
応用バイオ科学部	応用バイオ科学科	＊	＊	○	＊	＊	○	＊	＊
健康医療科学部	管理栄養学科	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	○

学部名	学科名	申請可能な教員免許状	養護教諭二種免許状申請における条件 (保健師免許による養護教諭二種免許状の授与)
健康医療科学部	看護学科	養護教諭二種免許状	教育職員免許法別表２の規程により、保健師免許を基礎資格として養護教諭二種免許状の授与を受けることができます。 ※ただし、教育職員免許法施行規則第 66 条の６に定められる科目（「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」）各科目２単位以上の修得も必要となります。

※保健師免許取得後に、個人申請が必要です。

■ 免許状取得要件

教育職員免許状を取得するには、基礎資格を満たす（卒業等）とともに、教育職員免許法に定める科目・単位に基づいて、本学の指定する科目を履修しなければなりません。免許状の取得を希望する学生は、次に示す要件を満たさなければなりません。

表２

免許状の種類	学科名	免許教科	教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（表3）	教職の基礎的理解に関する科目等（表5）	教科及び教科の指導法に関する科目（表6） 必修	教科及び教科の指導法に関する科目（表6） 選択	合計単位数
中学校教諭一種免許状	機械工学科	技術	8単位	31単位	29単位	7単位以上	75単位以上
		数学			28単位	8単位以上	
	電気電子情報工学科	技術			29単位	7単位以上	
		数学			30単位	6単位以上	
	応用化学科	理科			41単位	2単位以上	82単位以上
	ロボット・メカトロニクス学科	技術			28単位	8単位以上	75単位以上
	ホームエレクトロニクス開発学科	技術			35単位	1単位以上	
	応用バイオ科学科	理科			46単位	必要なし	85単位以上
高等学校教諭一種免許状	機械工学科	工業	8単位	27単位	25単位	15単位以上	75単位以上
		数学			24単位	16単位以上	
	電気電子情報工学科	工業			26単位	14単位以上	
		数学			26単位	14単位以上	
	応用化学科	工業			24単位	16単位以上	
		理科			25単位	15単位以上	
	情報工学科	工業			26単位	14単位以上	
		情報			28単位	12単位以上	
	情報ネットワーク・コミュニケーション学科	工業			24単位	16単位以上	
		情報			36単位	4単位以上	
	情報メディア学科	工業			24単位	16単位以上	
		情報			30単位	10単位以上	
	自動車システム開発工学科	工業			26単位	14単位以上	
	ロボット・メカトロニクス学科	工業			24単位	16単位以上	
	ホームエレクトロニクス開発学科	工業			27単位	13単位以上	
	応用バイオ科学科	理科			29単位	11単位以上	

免許状の種類	学科名	教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（表3）	教職の基礎的理解に関する科目等（表4）	栄養に係る教育に関する科目（表7）	合計単位数
栄養教諭一種免許状	管理栄養学科	8単位	28単位	4単位以上	40単位以上

①各学科ごとに科目が決められています。他学部、他学科に指定されている科目を修得してもこの中に含めることはできません。表３～表7*で必ず確認し、取り残しのないように注意して下さい。

*P10 ～ P37 参照

②技術･工業･数学･理科･情報免許取得希望者は、各免許教科必修科目を含んで免許法施行規則に定める**科目区分ごとに最低１科目以上**ならびに免許取得要件の単位以上修得しなければなりません。

③栄養教諭一種免許状取得希望者は、管理栄養士免許を有する者、又は管理栄養士養成課程を修了し栄養士免許を有している者でなければなりません。

④中学校教諭一種免許状取得希望者は、「介護等体験」*が必須条件となります。文部科学省令で定める「特別支援学校」「社会福祉施設」等で計７日間の体験を必ず実施します。

*P41 参照

⑤「教育の基礎的理解に関する科目等」（表４、表５）、「教科及び教科の指導法に関する科目」（表６）のうちの「各教科の指導法」は、**履修単位数の上限設定（ＣＡＰ制）の制限を受けず、ＧＰＡの対象外**となります。

また、「教職概論」、「学校と教育の歴史」、「教育相談」、「教育心理学」、「道徳教育の理論と実践」、「教育行政論」、「総合的な学習の時間の理論と実践」、「教育課程論」、「特別活動の指導法」、「教育の方法と技術」、「特別支援教育概論」、および「生徒指導」または「生徒指導と進路指導」は各学科（コース）の卒業要件に従って、**任意科目**に含まれます。

*P12 ～ 13 参照

2 教職課程登録と履修上の注意点

■ 教職課程の登録

免許状を取得するためには、各学科に所属して教職課程に登録し、教職教育センター教員の指導を受けなければなりません。通常の学生と同様に学科における卒業資格を得るとともに、教職課程に配当されている科目を履修し、必要な単位を修得します。学業と同時にさまざまな活動を両立し、高いレベルで成果を出すことが求められます。成績等の履修継続要件を満たさなければ、教職課程中断となる場合もあります。

教職課程登録期間は、4月と9月の年2回、設けられています。教職課程登録を希望する場合、新入生の場合は4月の「教職課程ガイダンス（1年次）」、それ以外の場合は、4月か9月の「新規履修希望者ガイダンス」に必ず出席し、登録を申し込み、許可を得なければなりません。新規履修の場合、成績等の条件を満たしていなければ履修は認められません。

登録後は、正規の教職課程履修者となり、教育の基礎的理解に関する科目等、教科及び教科の指導法に関する科目、介護等体験、教育実習などの必修科目の履修とともに、教職教育センター支援室での教員採用試験に向けた相談・対策講座等の受講ができます。

①ガイダンス参加	「教職課程ガイダンス（1年次）」（4月） 「新規履修希望者ガイダンス」（4月・9月）
	「教職課程登録票」を配布・作成 ※新規履修希望者は「教職課程履修願い」を提出し、履修の許可を得た上で配布・作成
②証明書発行機	教職課程受講料を一括納入
	⇩
	申請書「教職課程受講料」を受領
	⇩
③教職教育センター	申請書「教職課程受講料」を提出
	⇩
	「教職課程登録票」を提出
	⇩
	KAIT Walker へのメール配信登録で教職課程登録手続き終了確認

免許状を取得するための配当科目として「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「教科及び教科の指導法に関する科目」があげられます。1年次から希望する免許状に必要な授業科目の計画をたてて、履修・修得してください。学部・学科によっては、希望する免許状の種類、教科等の総単位数が異なりますので注意して履修してください。

教職課程履修者は、毎年度の4月に実施される「教職課程ガイダンス」に必ず出席し、履修継続確認の手続きを行わなければなりません。「教職課程ガイダンス」を無断欠席したり、連絡不能になった場合、教職課程中断となってしまう場合がありますので、注意してください。

教職課程の履修継続にあたっては、前年度までの修得単位と成績が重要になります。卒業および免許状取得への見通しを十分持てる単位を修得していること、優良な成績を修めている事が必要です。詳しくは各年度のガイダンスで確認してください。

在学途中から教職課程履修を開始する場合、4年間で卒業するまでに免許状を取得することは不可能な場合があります。自分の単位取得状況と教職課程の履修条件をよく検討し、詳しくは、教職教育センターで相談・確認してください。

3 教職課程履修の流れ（中学・高等学校の免許取得で１年から履修スタートの場合）

１年生

教職課程ガイダンス（１年）

◎教職課程履修登録

「教職概論」・「教育心理学」は必ず単位修得

教職履修カルテ（1）

２年生

教職課程ガイダンス（２年）

◎履修継続確認

介護等体験ガイダンス／申込／審査

◎教育実習ガイダンス「教育実習申込み許可願い」配布

「学校と教育の歴史」・「道徳教育の理論と実践」・「生徒指導」・「特別活動の指導法」は必ず単位修得

教職履修カルテ（2）

３年生

教職課程ガイダンス（３年）

◎履修継続確認

◎実習申込要件の確認

修得単位…70単位以上

教職に関する科目…「教職概論」「教育心理学」を単位修得

教科に関する科目…高校免許は18単位以上修得。中学免許は14単位以上を修得。

◎「教育実習申込許可願い」提出

教育実習申込ガイダンス

◎「教育実習申込書」配布

◎実習校内諾を得る

教育実習申込完了

◎「教育実習申込書」を教職教育センターに提出

◎教職教育センターにて「教育実習生受入承諾書（コピー）」を受領

教育実習事前指導①～④スタート［後期］

「教育方法論」・「教育課程論」・「各教科教育法」・「教育相談」・「教育行政論」は必ず単位修得

教職履修カルテ（3）

４年生

教職課程ガイダンス（４年）

◎教育実習実施要件の確認

卒業見込み／免許状取得見込み／介護等体験実施済み（中学校）／「教育実習事前指導①～④」合格

教育実習直前ガイダンス

◎「教育実習確認事項」の提出

免許状一括申請ガイダンス

教育実習事前事後指導

教職履修カルテ（4）

教職実践演習

◎教育実習研究授業発表会　◎教職実践演習課題レポート提出

卒業・免許状取得

教職履修カルテ（5）

4 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

■ 免許法施行規則に定める科目と本学の開設授業科目

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目は、免許法の施行規則が規定するものであり、中学校・高等学校に限らず単位を8単位修得しなければなりません。

本学では、学部・学科ごとにふさわしい授業科目が割り当てられています。

表3　教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目及び本学開設授業科目

（◎必修）

免許法施行規則に定める科目区分	開設授業科目	必選別	単位数	配当年次	備考
日本国憲法	日本国憲法	◎	2	1・2	
体育	健康・スポーツ科学実習Ⅰ	◎	1	1	
	健康・スポーツ科学実習Ⅱ	◎	1	1・2	
外国語コミュニケーション	英会話Ⅰ	◎	1	1	
	英会話Ⅱ	◎	1	1	
情報機器の操作	情報リテラシー	◎	2	1	
必要単位数（選択必修含む）：中学校教諭一種，高等学校教諭一種及び栄養教諭一種　8単位					

KAIT WATCH

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許状を取得するためには、中学校・高等学校に限らず右表の4科目を履修・修得することが法で定められています。

科目名	単位
日本国憲法	2
体育	2
外国語コミュニケーション	2
情報機器の操作	2

5 教科及び教職に関する科目①

■ 教育の基礎的理解に関する科目等

「教職の基礎的理解に関する科目等」は、教員として生徒に接し授業を行う上で必要な知識と技能を身に付けるための科目です。教員免許を取得するためには、「教職の基礎的理解に関する科目等（表 4、表 5)」と「教科及び教科の指導法に関する科目（表 6、表 7)」から各学科取得要件の単位以上修得しなければなりません。合計数が不足しないように十分注意してください。なお、取得しようとする免許状の種類により必要な単位が異なります。（表 1 と表 2 を参照してください）

なお、中学校教諭免許を希望する場合は、「教育実習Ⅰ」と「教育実習Ⅱ」の履修（5 単位）となり、高等学校教諭免許を希望する場合は、「教育実習Ⅱ」の履修（3 単位）となります。ただし、授業科目としては「教育実習Ⅰ、Ⅱ」として全員が受講する必要があります。

※中学校教諭免許状を取得する必須条件として「介護等体験」* が介護等体験特例法（平成 10 年度より施行）により義務付けられました。

*P41 参照

表 4　「教育の基礎的理解に関する科目等」（中学・高校）

（◎必修）

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目					備考
科目	各科目に含める必要事項	単位数	授業科目	必選別 中学校	必選別 高等学校	単位数	配当年次	
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	2	学校と教育の歴史	◎	◎	2	1	
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	2	教職概論	◎	◎	2	1	
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	2	教育行政論	◎	◎	2	2	
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	2	教育心理学	◎	◎	2	1	
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	2	特別支援教育概論	◎	◎	2	2	
	・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	2	教育課程論	◎	◎	2	3	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法	2	道徳教育の理論と実践	◎	―	2	3	
	・総合的な学習の時間の指導法	2	総合的な学習の時間の理論と実践	◎	◎	2	2	
	・特別活動の指導法	2	特別活動の指導法	◎	◎	2	2	
	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	2	教育の方法と技術	◎	◎	2	3	
	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	2	生徒指導と進路指導	◎	◎	2	2	
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的理解含む。）の理論及び方法	2	教育相談	◎	◎	2	3	
教育実践に関する科目	・教育実習	2	教育実習Ⅰ	◎	―	2	4	中学校免許取得者必修
		3	教育実習Ⅱ	◎	◎	3	4	事前事後指導 1 単位含む
	・教職実践演習	2	教職実践演習 (中・高)	◎	◎	2	4	
教員免許状取得の必修単位数：中学校教諭一種免許　31 単位、高等学校教諭一種免許　27 単位								

表５　「教育の基礎的理解に関する科目等」（栄養教諭）

（◎必修）

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目				備考
科目	各科目に含める必要事項	単位数	授業科目	必選別 栄養	単位数	配当年次	
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	2	学校と教育の歴史	◎	2	1	
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	2	教職概論	◎	2	1	
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	2	教育行政論	◎	2	2	
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	2	教育心理学	◎	2	1	
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育概論	◎	2	2	
	・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	2	教育課程論	◎	2	3	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法	2	道徳教育の理論と実践	◎	2	3	
	・総合的な学習の時間の指導法	2	総合的な学習の時間の理論と実践	◎	2	2	
	・特別活動の指導法	2	特別活動の指導法	◎	2	2	
	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	2	教育の方法と技術	◎	2	3	
	・生徒指導の理論及び指導法	2	生徒指導	◎	2	2	
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	2	教育相談	◎	2	3	
教育実践に関する科目	・教育実習	2	栄養教育実習	◎	2	3	事前事後指導 1 単位含む
	・教職実践演習	2	教職実践演習 (栄養教諭)	◎	2	4	
教員免許状取得の必修単位数（選択必修含む）：栄養一種免許　28 単位							

6 教科及び教職に関する科目②

■ 教科及び教科の指導法に関する科目／栄養に係る教育に関する科目

「教科及び教科の指導法に関する科目（表 6）」「栄養に係る教育に関する科目（表 7）」* は、取得しようとする免許教科の専門的力量を身に付けるための科目です。これらの科目は、原則として、学部・学科が開講する専門科目になり、修得単位数が学部・学科により異なります。

*P15 ～ P37 参照

KAIT WATCH

教育職員免許状は、取得要件を満たせば免許状が取得できますが、次の欠格事由のいずれかに該当する者には授与されません。

第１号　18 歳未満の者
第２号　高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者を除く。
第３号　成年被後見人又は被保佐人
第４号　禁固以上の刑に処せられた者
第５号　公立の学校の教員であって、懲戒免職の処分を受けたことにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から３年を経過しない者
第６号　国・私立学校の教員又は教育職員以外の者であって、免許状取上げ処分を受け、当該処分の日から３年を経過しない者
第７号　日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者（教育職員免許法第５条抜粋）

表６　教科及び教科の指導法に関する科目①

機械工学科（中学／技術）

（◎必修，○選択）

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目				備考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	必選別	単位数	配当年次	
教科に関する専門的事項	木材加工（製図及び実習を含む。）	木材加工概論	◎	2	1	
	金属加工（製図及び実習を含む。）	金属加工概論	◎	2	1	
		機械製図基礎	◎	1	2	☆
		機械製図ユニット	◎	2	2	☆
		生産加工学	◎	2	3	
		材料工学	○	2	2	
	機械（実習を含む。）	機械概論	◎	2	1	
		機械設計法Ⅰ	○	2	2	
		機械設計法Ⅱ	○	2	2	
		材料力学Ⅰ	◎	2	1	
		流れ学Ⅰ	◎	2	2	
		流れ学Ⅱ	○	2	2	
		熱力学Ⅰ	○	2	2	
		熱力学Ⅱ	○	2	2	
	電気（実習を含む。）	電気概論	◎	2	1	
		基礎電気回路Ⅰ	○	3	1	
		電気磁気学Ⅰ	○	3	2	
		環境・エネルギー	○	2	2	
		エネルギーと電力システム制御	○	2	3	
	栽培（実習を含む。）	栽培概論	◎	2	1	
	情報とコンピュータ（実習を含む。）	情報とコンピュータ概論	◎	2	1	
		プログラミング基礎	○	2	2	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		技術科教育法Ⅰ	◎	2	2	
		技術科教育法Ⅱ	◎	2	2	
		技術科教育法Ⅲ	◎	2	3	
		技術科教育法Ⅳ	◎	2	3	
教員免許状取得の必修単位数：中学校教諭一種　36 単位以上						

※１　備考欄の☆印は、科目等履修生としての受講は不可。

表６　教科及び教科の指導法に関する科目②

機械工学科（高校／工業）

（◎必修，○選択）

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目				備考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	必選別	単位数	配当年次	
教科に関する専門的事項	工業の関係科目	工業概論	◎	2	1	
		プログラミング基礎	○	2	2	
		ロボット工学	○	2	4	
		機械設計法Ⅰ	◎	2	2	
		機械設計法Ⅱ	○	2	2	
		機械製図基礎	◎	1	2	☆
		機械製図ユニット	◎	2	2	☆
		機械設計製図ユニット	○	2	3	☆
		材料力学Ⅰ	◎	2	1	
		材料力学Ⅲ	○	2	2	
		生産加工学	◎	2	3	
		材料工学	○	2	2	
		流れ学Ⅰ	◎	2	2	
		流れ学Ⅱ	○	2	2	
		熱力学Ⅰ	◎	2	2	
		熱力学Ⅱ	○	2	2	
		応用熱力学	○	2	3	
		自動車工学	○	2	3	
		機械及び電気工学実験	◎	2	2	☆
		機械応用実験	○	2	3	☆
		機械工学プロジェクトⅠ	○	2	1	☆
		機械工学プロジェクトⅡ	○	2	1	☆
	職業指導	職業指導Ⅰ	◎	2	3	
		職業指導Ⅱ	◎	2	3	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		工業科教育法Ⅰ	◎	2	3	
		工業科教育法Ⅱ	◎	2	3	
教員免許状取得の必修単位数：高等学校教諭一種　40 単位以上						

※1　備考欄の☆印は、科目等履修生としての受講は不可。

表６　教科及び教科の指導法に関する科目③

機械工学科（中学・高校／数学）

（◎必修，□選択必修，○選択）

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目				備考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	必選別	単位数	配当年次	
教科に関する専門的事項	代数学	線形代数学Ⅰ－a	□	2	1	
		線形代数学Ⅰ－b	□	2	1	
		線形代数学Ⅱ－a	□	2	1	
		線形代数学Ⅱ－b	□	2	1	
		制御工学	○	2	3	
		代数学	○	2	3	
	幾何学	幾何学	◎	2	2	
		ベクトル解析	○	2	2	
	解析学	微分積分学Ⅰ－c	□	3	1	
		微分積分学Ⅰ－d	□	3	1	
		微分積分学Ⅱ－c	□	3	1	
		微分積分学Ⅱ－d	□	3	1	
		機械系数学	◎	2	2	
		関数論Ⅰ	○	2	2	
		関数論Ⅱ	○	2	2	
		フーリエ解析	○	2	2	
		機械力学Ⅰ	◎	2	2	
		機械力学Ⅱ	○	2	2	
		流体力学	○	2	3	
		高速空気力学	○	2	4	
	「確率論、統計学」	確率統計	◎	2	2	
		統計学	○	2	3	
		熱・統計物理学	○	2	3	
	コンピュータ	実践プログラミング	◎	2	2	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		数学科教育法Ⅰ	◎	2	2	※中学・高校とも必修
		数学科教育法Ⅱ	◎	2	2	
		数学科教育法Ⅲ	◎・－	2	3	※中学のみ 必修
		数学科教育法Ⅳ	◎・－	2	3	
教員免許状取得の必修単位数（選択必修含む）：中学校教諭一種　36 単位以上、高等学校教諭一種　40 単位以上						

表６　教科及び教科の指導法に関する科目④

電気電子情報工学科（中学／技術）

（◎必修，○選択）

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目				備考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	必選別	単位数	配当年次	
教科に関する専門的事項	木材加工（製図及び実習を含む。）	木材加工概論	◎	2	1	
	金属加工（製図及び実習を含む。）	金属加工概論	◎	2	1	
		機械製図基礎	○	1	2	
		機械製図ユニット	○	2	2	
	機械（実習を含む。）	機械概論	◎	2	1	
		電気機器学	○	2	3	
		機械力学	○	2	2	
		材料力学Ⅰ	○	2	1	
	電気（実習を含む。）	電気概論	◎	2	1	
		基礎電気回路Ⅰ	◎	3	1	
		基礎電気回路Ⅱ	◎	3	1・2	
		電気磁気学Ⅰ	○	3	2	
		電気電子基礎ユニット	◎	3	1	☆
		電気磁気学Ⅱ	○	3	2	
		環境・エネルギー	○	2	2	
		制御工学	○	2	3	
		エネルギーと電力システム制御	○	2	3	
	栽培（実習を含む。）	栽培概論	◎	2	1	
	情報とコンピュータ（実習を含む。）	情報とコンピュータ概論	◎	2	1	
		プログラミング入門	○	2	1	
		アナログ電子回路	○	2	2	
		電気電子計測	○	2	2	
		ディジタル通信とネットワーク	○	2	3	
		電子通信工学	○	2	2	
		情報通信技術とその応用	○	2	3	
		マイコン回路設計講座	○	2	1～4	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		技術科教育法Ⅰ	◎	2	2	
		技術科教育法Ⅱ	◎	2	2	
		技術科教育法Ⅲ	◎	2	3	
		技術科教育法Ⅳ	◎	2	3	
教員免許状取得の必修単位数：中学校教諭一種　36 単位以上						

※１　備考欄の☆印は、科目等履修生としての受講は不可。

表６　教科及び教科の指導法に関する科目⑤

電気電子情報工学科（高校／工業）

（◎必修，○選択）

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目				備考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	必選別	単位数	配当年次	
教科に関する専門的事項	工業の関係科目	工業概論	◎	2	1	
		電気電子ユニット入門	○	2	1	☆
		基礎電気回路Ⅰ	◎	3	1	
		基礎電気回路Ⅱ	◎	3	1・2	
		電気磁気学Ⅰ	◎	3	2	
		電気磁気学Ⅱ	◎	3	2	
		電気電子計測	○	2	2	
		プログラミング入門	○	2	1	
		電気電子設計製図	○	2	3	
		電気磁気学Ⅲ	○	2	3	
		電気機器学	○	2	3	
		制御工学	○	2	3	
		環境・エネルギー	○	2	2	
		エネルギーと電力システム制御	○	2	3	
		電力システム工学	○	2	3	
		パワーエレクトロニクス	○	2	3	
		情報通信技術とその応用	○	2	3	
		アナログ電子回路	○	2	2	
		半導体工学	○	2	2	
		電子デバイス	○	2	3	
		電子通信工学	○	2	2	
		電気電子材料	○	2	3	
		プラズマ工学	○	2	3	
		光エレクトロニクス	○	2	3	
		ディジタル通信とネットワーク	○	2	3	
		マイコン回路設計講座	○	2	1～4	
		電気電子基礎ユニット	○	3	1	☆
		電気電子応用ユニット	○	4	2	☆
		電気電子専門ユニット	◎	4	3	☆
	職業指導	職業指導Ⅰ	◎	2	3	
		職業指導Ⅱ	◎	2	3	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		工業科教育法Ⅰ	◎	2	3	
		工業科教育法Ⅱ	◎	2	3	
教員免許状取得の必修単位数：高等学校教諭一種　40 単位以上						

※１　備考欄の☆印は、科目等履修生としての受講は不可。

表６　教科及び教科の指導法に関する科目⑥

電気電子情報工学科（中学・高校／数学）

（◎必修，□選択必修，○選択）

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目				備考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	必選別	単位数	配当年次	
教科に関する専門的事項	代数学	線形代数学Ⅰ－a	□	2	1	
		線形代数学Ⅰ－b	□	2	1	
		線形代数学Ⅱ－a	□	2	2	
		線形代数学Ⅱ－b	□	2	2	
		代数学	○	2	3	
	幾何学	幾何学	◎	2	2	
		ベクトル解析	○	2	2	
	解析学	微分積分学Ⅰ－c	□	3	1	
		微分積分学Ⅰ－d	□	3	1	
		微分積分学Ⅱ－c	□	3	2	
		微分積分学Ⅱ－d	□	3	2	
		関数論Ⅰ	○	2	2	
		関数論Ⅱ	○	2	2	
		電気電子数学	◎	3	1	
		フーリエ解析	□	2	2	２科目中１科目以上修得
		回路解析Ⅰ	□	3	2	
		回路解析Ⅱ	○	3	2	
	「確率論、統計学」	確率統計	◎	2	2	
		統計学	○	2	3	
	コンピュータ	基礎電子回路	◎	3	2	
		ディジタル回路	○	2	2	
		コンピュータ工学	○	2	3	
		Ｃ言語	○	2	2	
		FPGA 設計講座	○	2	1～4	☆
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		数学科教育法Ⅰ	◎	2	2	※中学・高校とも必修
		数学科教育法Ⅱ	◎	2	2	
		数学科教育法Ⅲ	◎・－	2	3	※中学のみ 必修
		数学科教育法Ⅳ	◎・－	2	3	
教員免許状取得の必修単位数（選択必修含む）：中学校教諭一種　36 単位以上、高等学校教諭一種　40 単位以上						

※１　備考欄の☆印は、科目等履修生としての受講は不可。

表６　教科及び教科の指導法に関する科目⑦

応用化学科（高校／工業）

（◎必修，□選択必修，○選択）

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目				備考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	必選別	単位数	配当年次	
教科に関する専門的事項	工業の関係科目	工業概論	◎	2	1	
		環境化学実験	◎	2	1	☆
		化学反応の応用技術	□	2	2	
		化学工学基礎	□	2	2	
		応用化学実験	□	2	3	☆
		応用化学実験 J	□	2	3	☆
		分析化学	◎	2	1	
		身の回りの金属元素	○	2	2	
		金属元素の化学	○	2	2	
		医薬品の効果と反応	○	2	2	
		有機官能基の化学	○	2	2	
		有機反応化学	○	2	3	
		医薬品合成化学	○	2	3	
		生物工学	○	2	3	
		機器分析ユニットプログラム	◎	4	3	☆
		大気・水質環境	○	2	3	
		環境化学計測	○	2	3	
		環境保全・エコロジー	○	2	3	
		医薬・有機合成入門	○	2	2	
		セラミックテクノロジー	○	2	3	
		化学技術と分離操作	◎	2	3	
		流体とエネルギー	○	2	3	
		化学プラント工学	○	2	3	
		化学反応工学	○	2	3	
		エネルギー化学入門	○	2	2	
		エネルギーシステムデザイン	○	2	3	
	職業指導	職業指導Ⅰ	◎	2	3	
		職業指導Ⅱ	◎	2	3	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		工業科教育法Ⅰ	◎	2	3	
		工業科教育法Ⅱ	◎	2	3	
教員免許状取得の必修単位数（選択必修含む）：高等学校教諭一種　40 単位以上						

※１　備考欄の☆印は、科目等履修生としての受講は不可。

表６　教科及び教科の指導法に関する科目⑧

応用化学科（中学／理科）

（◎必修，□選択必修，○選択，）

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目				備考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	必選別	単位数	配当年次	
教科に関する専門的事項	物理学	総合物理学概論	◎	2	3	
		基礎力学Ⅰ－a	◎	2	1	
		基礎力学Ⅱ－a	◎	2	1	
		基礎電磁気学Ⅰ－a	◎	2	2	
		基礎電磁気学Ⅱ－a	◎	2	2	
		化学反応はなぜ進行するのか	○	2	2	
		溶液の性質と熱力学	○	2	2	
	物理学実験（コンピュータ活用を含む。）	物理・化学ユニットプログラム	◎	3	3	☆
	化学	総合化学概論	◎	2	3	
		基礎化学Ⅰ－b	□	2	1	
		基礎化学Ⅰ－d	□	3	1	
		基礎化学Ⅱ－b	□	2	1	
		基礎化学Ⅱ－d	□	3	1	
		地球と生命の元素	○	2	1	
		非金属元素の化学	○	2	1	
		有機医薬品化学入門	○	2	1	
		基礎有機化学	○	2	1	
		高分子化学	○	2	3	
	化学実験（コンピュータ活用を含む。）	合成化学実験ユニットプログラム	□	4	2	☆
		合成化学実験ユニットプログラム Ｊ	□	4	2	☆
		物理化学実験ユニットプログラム	□	4	2	☆
		物理化学実験ユニットプログラム Ｊ	□	4	2	☆
	生物学	生物学概論Ⅰ	◎	2	1・2	
		生物学概論Ⅱ	○	2	1・2	
		生体物質化学	○	2	2	
	生物学実験（コンピュータ活用を含む。）	生物化学実験	◎	1	3	☆
	地学	地学概論Ⅰ	◎	2	2	
		地学概論Ⅱ	○	2	2	
	地学実験（コンピュータ活用を含む。）	地学実験	◎	1	3	☆
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		理科教育法Ⅰ	◎	2	2	
		理科教育法Ⅱ	◎	2	2	
		理科教育法Ⅲ	◎	2	3	
		理科教育法Ⅳ	◎	2	3	
教員免許状取得の必修単位数（選択必修含む）：中学校教諭一種　43 単位以上						

※１　備考欄の☆印は、科目等履修生としての受講は不可。

表６　教科及び教科の指導法に関する科目⑨

応用化学科（高校／理科）

（◎必修，□選択必修，○選択，）

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目				備考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	必選別	単位数	配当年次	
教科に関する専門的事項	物理学	総合物理学概論	◎	2	3	
		基礎力学Ⅰ－a	◎	2	1	
		基礎力学Ⅱ－a	◎	2	1	
		基礎電磁気学Ⅰ－a	◎	2	2	
		基礎電磁気学Ⅱ－a	◎	2	2	
		基礎電磁気学Ⅱ－b	□	2	2	
		化学反応はなぜ進行するのか	○	2	2	
		溶液の性質と熱力学	○	2	2	
	化学	総合化学概論	◎	2	3	
		基礎化学Ⅰ－b	□	2	1	
		基礎化学Ⅰ－d	□	3	1	
		基礎化学Ⅱ－b	□	2	1	
		基礎化学Ⅱ－d	□	3	1	
		地球と生命の元素	○	2	1	
		非金属元素の化学	○	2	1	
		有機医薬品化学入門	○	2	1	
		基礎有機化学	○	2	1	
		高分子化学	○	2	3	
	生物学	生物学概論Ⅰ	◎	2	1・2	
		生物学概論Ⅱ	○	2	1・2	
		生体物質化学	○	2	2	
	地学	地学概論Ⅰ	◎	2	2	
		地学概論Ⅱ	○	2	2	
	「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」	物理・化学ユニットプログラム	□	3	3	☆ 7科目中1科目以上修得
		合成化学実験ユニットプログラム	□	4	2	☆
		合成化学実験ユニットプログラムＪ	□	4	2	☆
		物理化学実験ユニットプログラム	□	4	2	☆
		物理化学実験ユニットプログラムＪ	□	4	2	☆
		生物化学実験	□	1	3	☆
		地学実験	□	1	3	☆
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		理科教育法Ⅰ	◎	2	2	
		理科教育法Ⅱ	◎	2	2	
教員免許状取得の必修単位数（選択必修含む）：高等学校教諭一種　40 単位以上						

※１　備考欄の☆印は、科目等履修生としての受講は不可。

表６　教科及び教科の指導法に関する科目⑩

情報工学科（高校／工業）

（◎必修，○選択）

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目				備考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	必選別	単位数	配当年次	
教科に関する専門的事項	工業の関係科目	工業概論	◎	2	1	
		離散数学	○	2	1	
		ネットワーク基礎論	○	2	2	
		C＋＋言語Ⅰ	○	1	2	
		C＋＋言語Ⅱ	○	2	2	
		Java 言語Ⅰ	◎	1	2	
		Java 言語Ⅱ	◎	2	2	
		ハードウェア基礎	◎	2	1	
		ソフトウェア工学	◎	2	2	
		人工知能基礎論	○	2	2	
		機械学習	○	2	3	
		経営情報システム	◎	2	3	
		信号処理基礎	○	2	2	
		ソフトコンピューティング	○	2	3	
		オペレーションズリサーチ	○	2	3	
		組み込みシステム	◎	2	3	
		データ管理設計	○	2	3	
		データの処理と分析	◎	2	1	
		情報技術と企業経営	○	2	3	
		情報工学総合ユニットⅠ	◎	2	3	☆
		情報工学セミナーⅠ	◎	1	3	☆
	職業指導	職業指導Ⅰ	◎	2	3	
		職業指導Ⅱ	◎	2	3	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		工業科教育法Ⅰ	◎	2	3	
		工業科教育法Ⅱ	◎	2	3	
教員免許状取得の必修単位数：高等学校教諭一種　40 単位以上						

※１　備考欄の☆印は、科目等履修生としての受講は不可。

表６　教科及び教科の指導法に関する科目⑪

情報工学科（高校／情報）

（◎必修，○選択）

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目				備考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	必選別	単位数	配当年次	
教科に関する専門的事項	情報社会・情報倫理	情報社会と情報倫理	◎	2	3	
		情報と知的財産権	○	2	1	
	コンピュータ・情報処理（実習を含む。）	計算機概論	◎	2	1	
		ソフトウェア基礎論	○	2	1	
		画像処理工学	○	2	2	
		C 言語基礎ユニットⅠ	◎	2	1	
		C 言語基礎ユニットⅡ	◎	1	1	
		C 言語基礎ユニットⅢ	◎	2	1	
		C 言語基礎ユニットⅣ	◎	1	1	
		オペレーティングシステム	○	2	3	
	情報システム（実習を含む。）	データベース基礎論	◎	2	2	
		web プログラミング	○	2	2	
		システム管理論	○	2	3	
		ソフトウェア理論概論	○	2	2	
		情報工学総合ユニットⅡ	○	2	3	☆
		情報工学セミナーⅡ	○	1	3	☆
	情報通信ネットワーク（実習を含む。）	モバイルコンピューティング	○	2	3	
		ネットワークセキュリティ	◎	2	2	
		クラウドコンピューティング	○	2	3	
		web 技術入門	○	2	2	
		情報工学基礎ユニットⅠ	◎	2	2	☆
	マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）	マルチメディア入門	◎	2	1	
		認識処理工学	◎	2	3	
		情報工学基礎ユニットⅡ	◎	2	2・3	☆
	情報と職業	情報と職業	◎	2	3	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		情報科教育法Ⅰ	◎	2	3	
		情報科教育法Ⅱ	◎	2	3	
教員免許状取得の必修単位数：高等学校教諭一種　40 単位以上						

※１　備考欄の☆印は、科目等履修生としての受講は不可。

表６　教科及び教科の指導法に関する科目⑫

情報ネットワーク・コミュニケーション学科（高校／工業）

（◎必修，○選択）

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目				備考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	必選別	単位数	配当年次	
教科に関する専門的事項	工業の関係科目	工業概論	◎	2	1	
		離散数学	○	2	1	
		情報理論	◎	2	2	
		ヒューマンインターフェース	○	2	3	
		情報ネットワーク工学Ⅱ	◎	2	1	
		ソフトウェア工学	◎	2	2	
		ネットワークインターフェース	○	2	3	
		ネットワークルーティング	○	2	3	
		光通信技術	○	2	2	
		インターネット技術	◎	2	2	
		Ｗｅｂ技術	○	2	2	
		ネットワークセキュリティ	○	2	3	
		ソーシャルメディア技術	○	2	3	
		情報ネットワーク概論	◎	2	1	
		ネットワークプログラミング	○	2	3	
		情報ネットワークリテラシー	○	2	1	
		電子認証	○	2	3	
		情報ネットワーク基礎ユニットⅠ	◎	4	2	☆
	職業指導	職業指導Ⅰ	◎	2	3	
		職業指導Ⅱ	◎	2	3	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		工業科教育法Ⅰ	◎	2	3	
		工業科教育法Ⅱ	◎	2	3	
教員免許状取得の必修単位数：高等学校教諭一種　40 単位以上						

※１　備考欄の☆印は、科目等履修生としての受講は不可。

表６　教科及び教科の指導法に関する科目⑬

情報ネットワーク・コミュニケーション学科（高校／情報）

（◎必修，○選択）

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目				備考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	必選別	単位数	配当年次	
教科に関する専門的事項	情報社会・情報倫理	情報社会と情報倫理	◎	2	3	
		情報と知的財産権	○	2	1	
		情報セキュリティと法制度	○	2	2	
	コンピュータ・情報処理（実習を含む。）	情報ネットワーク工学Ⅰ	◎	2	1	
		情報ネットワーク導入ユニットⅠ	◎	4	1	☆
		情報ネットワーク導入ユニットⅡ	◎	4	1	☆
	情報システム（実習を含む。）	データベース	◎	2	3	
		分散処理	○	2	3	
		インターネットアプリケーション	○	2	2	
		情報ネットワーク基礎ユニットⅡ	◎	4	2	☆
	情報通信ネットワーク（実習を含む。）	通信工学	◎	2	2	
		モバイルネットワーク	○	2	3	
		ネットワーク工学	○	2	2	
		ネットワーク解析技法	○	2	3	
		情報セキュリティ概論	○	2	1	
		情報ネットワークコースユニット	◎	4	3	☆
	マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）	マルチメディア処理	◎	2	2	
		メディア表現工学	○	2	2	
		情報セキュリティマネジメント	○	2	2	
		情報ネットワーク応用ユニット	◎	4	3	☆
	情報と職業	情報と職業	◎	2	3	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		情報科教育法Ⅰ	◎	2	3	
		情報科教育法Ⅱ	◎	2	3	
教員免許状取得の必修単位数：高等学校教諭一種　40 単位以上						

※　備考欄の☆印は、科目等履修生としての受講は不可。

表６　教科及び教科の指導法に関する科目⑭

情報メディア学科（高校／工業）

（◎必修，○選択）

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目				備考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	必選別	単位数	配当年次	
教科に関する専門的事項	工業の関係科目	工業概論	◎	2	1	
		離散数学	○	2	1	
		ビジュアルシミュレーション	○	2	3	
		ヒューマンインターフェース	◎	2	3	
		プログラミングＡ	◎	3	2	
		プログラミングＢ	◎	3	2	
		計算機構成論	○	2	2	
		ゲームＡＩ	○	2	3	
		ゲームデザイン論	○	2	2	
		音響学入門	○	2	2	
		フィジカルコンピューティング	○	2	3	
		画像認識システム	○	2	3	
		メディアアート	◎	2	3	
		音響シミュレーション	○	2	3	
		画像情報処理	◎	2	2	
		情報メディア基礎ユニットⅠ	◎	2	2	☆
	職業指導	職業指導Ⅰ	◎	2	3	
		職業指導Ⅱ	◎	2	3	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		工業科教育法Ⅰ	◎	2	3	
		工業科教育法Ⅱ	◎	2	3	
教員免許状取得の必修単位数：高等学校教諭一種　40 単位以上						

※　備考欄の☆印は、科目等履修生としての受講は不可。

表６　教科及び教科の指導法に関する科目⑮

情報メディア学科（高校／情報）

（◎必修，○選択）

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目				備考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	必選別	単位数	配当年次	
教科に関する専門的事項	情報社会・情報倫理	情報社会と情報倫理	◎	2	3	
		情報と知的財産権	○	2	1	
	コンピュータ・情報処理（実習を含む。）	ＩＴ基礎	◎	4	1	
		ゲームプログラミング	○	2	3	
		情報メディア基盤ユニット	◎	4	1	☆
		情報メディア導入ユニット	◎	4	1	☆
	情報システム（実習を含む。）	インタラクションデザイン	○	2	3	
		コラボレイティブＷｅｂ	○	2	2	
		映像メディアリテラシ	○	2	2	
		情報メディア基礎ユニットⅡ	◎	2	2	☆
	情報通信ネットワーク（実習を含む。）	Ｗｅｂシステム	○	2	2	
		メディア・セキュリティ	○	2	3	
		情報メディア専門ユニットⅡ	◎	3	3	☆
	マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）	マルチメディア入門	◎	2	2	
		グラフィックス基礎論	○	2	2	
		メディアコンテンツ制作概論	○	2	2	
		音楽論	○	2	2	
		コンピュータ音楽制作	○	2	3	
		Ｗｅｂ制作	○	2	2	
		ゲーム制作論	○	2	1	
		ＣＧアニメーション	○	2	3	
		情報メディア専門ユニットⅠ	◎	3	3	☆
	情報と職業	情報と職業	◎	2	3	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		情報科教育法Ⅰ	◎	2	3	
		情報科教育法Ⅱ	◎	2	3	
教員免許状取得の必修単位数：高等学校教諭一種　40 単位以上						

※１　備考欄の☆印は、科目等履修生としての受講は不可。

表６　教科及び教科の指導法に関する科目⑯

自動車システム開発工学科（高校／工業）

（◎必修，□選択必修，○選択）

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目				備考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	必選別	単位数	配当年次	
教科に関する専門的事項	工業の関係科目	工業概論	◎	2	1	
		工学基礎演習Ⅰ	○	1	1	
		工学基礎演習Ⅱ	○	1	1	
		自動車システム工学プロジェクト入門	◎	2	1	☆
		基礎製図	◎	2	1	
		自動車のための情報・通信入門	○	2	2	
		自動車要素設計Ⅰ	○	2	2	
		自動車要素設計Ⅱ	◎	2	2	
		機械力学	□	2	2	
		機械力学Ｓ	□	2	2	
		材料力学	□	2	2	
		材料力学Ｓ	□	2	2	
		熱力学	□	2	2	
		熱力学Ｓ	□	2	2	
		力学演習	○	1	2	
		流体力学	□	2	2	
		流体力学Ｓ	□	2	2	
		自動車制御システムのプログラミング	○	2	3	
		基礎電子回路	□	2	2	
		基礎電子回路Ｓ	□	2	2	
		制御工学	○	2	3	
		次世代自動車制御	○	2	3	
		次世代自動車情報通信	○	2	3	
		次世代自動車動力	○	2	3	
		マルチボディダイナミクス	○	2	2	
		オートモティブエンジニアリング	○	2	3	
		次世代自動車力学	○	2	3	
		機構学	○	2	3	
		次世代自動車安全	○	2	3	
		材料強度力学	○	2	2	
		自動車用材料学	○	2	3	
		応用熱力学	○	2	2	
		自動車エンジン工学	○	2	3	
		数値シミュレーションの基礎	○	2	3	
		自動車制御プロセッサ	○	2	2	
		カーエレクトロニクス	○	2	2	
		自動車のための加工学	○	2	3	
		カーエアロダイナミクス	○	2	3	
		自動車システム工学プロジェクトⅠ	○	2	2	☆
		自動車システム工学プロジェクトⅡ	○	2	2	☆
		自動車設計プロジェクト	○	2	2	☆
		Ｃ言語	○	2	1	
		Ｃ言語演習	○	1	2	
		自動車開発プロセス概論	○	2	2	
		電気自動車システム工学	○	2	2	
	職業指導	職業指導Ⅰ	◎	2	3	
		職業指導Ⅱ	◎	2	3	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		工業科教育法Ⅰ	◎	2	3	
		工業科教育法Ⅱ	◎	2	3	
教員免許状取得の必修単位数：高等学校教諭一種　40 単位以上						

※１　備考欄の☆印は、科目等履修生としての受講は不可。

表６　教科及び教科の指導法に関する科目⑰

ロボット・メカトロニクス学科（中学／技術）

（◎必修，○選択）

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目				備考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	必選別	単位数	配当年次	
教科に関する専門的事項	木材加工（製図及び実習を含む。）	木材加工概論	◎	2	1	
	金属加工（製図及び実習を含む。）	金属加工概論	◎	2	1	
		設計製図	◎	2	2	
		機構学	○	2	2	
		材料力学	○	2	2	
	機械（実習を含む。）	機械概論	◎	2	1	
		応用力学	◎	2	1	
		ロボット工学概論	◎	2	1	
		機械力学	○	2	2	
		流れ学	○	2	3	
		ロボット製品設計	○	2	3	
		組み込み機器入門	○	2	3	☆
		Android 開発入門	○	2	3	☆
		CAD	○	2	2	
	電気（実習を含む。）	電気概論	◎	2	1	
		基礎電気回路	◎	2	1	
		センサ工学	○	2	3	
		情報通信技術	○	2	3	
		ヒューマン・ロボットインタラクション	○	2	3	
		メカトロニクス	○	2	3	
		環境・エネルギー	○	2	2	
		エネルギーと電力システム制御	○	2	3	
	栽培（実習を含む。）	栽培概論	◎	2	1	
	情報とコンピュータ（実習を含む。）	情報とコンピュータ概論	◎	2	1	
		プログラミング	○	2	1	☆
		組み込みソフトウェア設計	○	2	2	
		知能情報処理	○	2	3	
		画像処理工学	○	2	3	
		コンピュータアーキテクチャ	○	2	1	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		技術科教育法Ⅰ	◎	2	2	
		技術科教育法Ⅱ	◎	2	2	
		技術科教育法Ⅲ	◎	2	3	
		技術科教育法Ⅳ	◎	2	3	
教員免許状取得の必修単位数：中学校教諭一種　36 単位以上						

※１　備考欄の☆印は、科目等履修生としての受講は不可。

表６　教科及び教科の指導法に関する科目⑱

ロボット・メカトロニクス学科（高校／工業）

（◎必修，○選択）

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目				備考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	必選別	単位数	配当年次	
教科に関する専門的事項	工業の関係科目	工業概論	◎	2	1	
		ロボメカ基礎ユニットⅠ	◎	4	1	☆
		プログラミング	○	2	1	☆
		設計製図	◎	2	2	
		応用力学	◎	2	1	
		基礎電気回路	◎	2	1	
		機構学	○	2	2	
		組み込みソフトウェア設計	○	2	2	
		人間工学	○	2	2	
		材料力学	○	2	2	
		Android 開発入門	○	2	3	☆
		ロボット製品設計	○	2	3	
		メカトロニクス	○	2	3	
		センサ工学	○	2	3	
		ロボット工学概論	◎	2	1	
		情報通信技術	○	2	3	
		知能情報処理	○	2	3	
		画像処理工学	○	2	3	
		ヒューマン・ロボットインタラクション	○	2	3	
		組み込み機器入門	○	2	3	☆
		コンピュータアーキテクチャ	◎	2	1	
		ＣＡＤ	○	2	2	
		機械力学	○	2	2	
		流れ学	○	2	3	
	職業指導	職業指導Ⅰ	◎	2	3	
		職業指導Ⅱ	◎	2	3	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		工業科教育法Ⅰ	◎	2	3	
		工業科教育法Ⅱ	◎	2	3	
教員免許状取得の必修単位数：高等学校教諭一種　40 単位以上						

※１　備考欄の☆印は、科目等履修生としての受講は不可。

表６　教科及び教科の指導法に関する科目⑲

ホームエレクトロニクス開発学科（中学／技術）

（◎必修，○選択）

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目				備考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	必選別	単位数	配当年次	
教科に関する専門的事項	木材加工（製図及び実習を含む。）	木材加工概論	◎	2	1	
	金属加工（製図及び実習を含む。）	金属加工概論	◎	2	1	
	機械（実習を含む。）	機械概論	◎	2	1	
		メカトロニクスの基礎	◎	2	2	
		ロボット家電と制御	○	2	3	
		プロダクトデザインと３ＤＣＡＤ	○	2	2	
	電気（実習を含む。）	電気概論	◎	2	1	
		ホームエレクトロニクス	◎	2	3	
		電気電子回路Ⅰ	◎	3	1	
		電気電子回路Ⅱ	◎	3	1	
		電気電子回路設計	◎	3	3	
		家電製品と組込み技術	◎	2	2	
		ものづくりプロジェクトⅠ	○	2	1	
		ものづくりプロジェクトⅡ	○	2	2	
		企業連携プロジェクト入門	○	2	2	
		企業連携プロジェクトⅠ	○	3	3	
		企業連携プロジェクトⅡ	○	3	3	
		スマートハウスとエネルギー管理	○	2	3	
		デジタル音響機器と信号処理	○	2	3	
		センサと計測技術	○	3	2	
	栽培（実習を含む。）	栽培概論	◎	2	1	
	情報とコンピュータ（実習を含む。）	情報とコンピュータ概論	◎	2	1	
		情報技術の基礎	○	2	1	
		Ｃ言語プログラム	○	2	1	
		マイコン回路設計講座	○	2	１～４	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		技術科教育法Ⅰ	◎	2	2	
		技術科教育法Ⅱ	◎	2	2	
		技術科教育法Ⅲ	◎	2	3	
		技術科教育法Ⅳ	◎	2	3	
教員免許状取得の必修単位数：中学校教諭一種　36 単位以上						

表６　教科及び教科の指導法に関する科目⑳

ホームエレクトロニクス開発学科（高校／工業）

（◎必修，○選択）

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目				備考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	必選別	単位数	配当年次	
教科に関する専門的事項	工業の関係科目	工業概論	◎	2	1	
		メカトロニクスの基礎	◎	2	2	
		プロダクトデザインと３ＤＣＡＤ	○	2	2	
		電気電子回路Ⅰ	◎	3	1	
		電気電子回路Ⅱ	◎	3	1	
		電気電子回路Ⅲ	○	3	2	
		ロボット家電と制御	○	2	3	
		家電製品と電気法規	○	2	3	
		スマートハウスと製図	○	2	3	
		スマートハウスとエネルギー管理	◎	2	3	
		ホームエレクトロニクス	◎	2	3	
		電気電子回路設計	◎	3	3	
		家電製品と組込み技術	◎	2	2	
		ものづくりプロジェクトⅠ	○	2	1	
		ものづくりプロジェクトⅡ	○	2	2	
		企業連携プロジェクト入門	○	2	2	
		企業連携プロジェクトⅠ	○	3	3	
		企業連携プロジェクトⅡ	○	3	3	
		情報技術の基礎	○	2	1	
		センサと計測技術	○	3	2	
	職業指導	職業指導Ⅰ	◎	2	3	
		職業指導Ⅱ	◎	2	3	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		工業科教育法Ⅰ	◎	2	3	
		工業科教育法Ⅱ	◎	2	3	
教員免許状取得の必修単位数：高等学校教諭一種　40 単位以上						

表６　教科及び教科の指導法に関する科目㉑

応用バイオ科学科（中学／理科）

（◎必修，○選択）

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目				備考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	必選別	単位数	配当年次	
教科に関する専門的事項	物理学	基礎力学Ⅰ－a	◎	2	1	
		基礎力学Ⅱ－a	○	2	1	
		基礎電磁気学Ⅰ－a	◎	2	2	
		バイオ物理化学Ⅰ	○	2	1	
		バイオ物理化学Ⅱ	◎	2	2	
	物理学実験（コンピュータ活用を含む。）	物理・化学ユニットプログラム	◎	3	1	☆
	化学	基礎化学Ⅰ－a	○	2	1	
		基礎化学Ⅱ－a	◎	2	1	
		有機化学	◎	2	1	
		生物無機化学	○	2	1	
		食品機能化学	○	2	2	
		生物有機化学	○	2	2	
	化学実験（コンピュータ活用を含む。）	化学・生物学基礎ユニットプログラム	◎	4	1	☆
		食品化学・微生物学実験	◎	2	2	☆
	生物学	生命科学Ⅰ	◎	2	1	
		生命科学Ⅱ	◎	2	1	
		生化学入門	◎	2	1	
		微生物学	○	2	1	
		基礎医学	○	2	2	
		細胞生物学	○	2	2	
		生化学Ⅰ	◎	2	2	
		生化学Ⅱ	◎	2	2・3	
		免疫化学	○	2	3	
		分子生物学	○	2	2	
		植物バイオテクノロジー	○	2	3	
	生物学実験（コンピュータ活用を含む。）	生化学実験	◎	2	2	☆
		応用バイオ科学実験	◎	2	3	☆
	地学	地学概論Ⅰ	◎	2	2	
		地学概論Ⅱ	◎	2	2	
	地学実験（コンピュータ活用を含む。）	地学実験	◎	1	3	☆
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		理科教育法Ⅰ	◎	2	2	
		理科教育法Ⅱ	◎	2	2	
		理科教育法Ⅲ	◎	2	3	
		理科教育法Ⅳ	◎	2	3	
教員免許状取得の必修単位数：中学校教諭一種　46 単位以上						

※１　備考欄の☆印は、科目等履修生としての受講は不可。

表６　教科及び教科の指導法に関する科目㉒

応用バイオ科学科（高校／理科）

（◎必修，□選択必修，○選択）

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目				備考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	必選別	単位数	配当年次	
教科に関する専門的事項	物理学	基礎力学Ⅰ－a	◎	2	1	
		基礎力学Ⅱ－a	○	2	1	
		基礎電磁気学Ⅰ－a	◎	2	2	
		バイオ物理化学Ⅰ	○	2	1	
		バイオ物理化学Ⅱ	◎	2	2	
	化学	基礎化学Ⅰ－a	○	2	1	
		基礎化学Ⅱ－a	◎	2	1	
		有機化学	◎	2	1	
		生物無機化学	○	2	1	
		食品機能化学	○	2	2	
		生物有機化学	○	2	2	
	生物学	生命科学Ⅰ	◎	2	1	
		生命科学Ⅱ	◎	2	1	
		生化学入門	◎	2	1	
		微生物学	○	2	1	
		基礎医学	○	2	2	
		細胞生物学	○	2	2	
		生化学Ⅰ	◎	2	2	
		生化学Ⅱ	◎	2	2・3	
		免疫化学	○	2	3	
		分子生物学	○	2	2	
		植物バイオテクノロジー	○	2	3	
	地学	地学概論Ⅰ	◎	2	2	
		地学概論Ⅱ	◎	2	2	
	「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」	物理・化学ユニットプログラム	□	3	1	☆ ６科目中１科目以上修得
		化学・生物学基礎ユニットプログラム	□	4	1	☆
		食品化学・微生物学実験	□	2	2	☆
		生化学実験	□	2	2	☆
		応用バイオ科学実験	□	2	3	☆
		地学実験	□	1	3	☆
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		理科教育法Ⅰ	◎	2	2	
		理科教育法Ⅱ	◎	2	2	
教員免許状取得の必修単位数（選択必修含む）：高等学校教諭一種　40 単位以上						

※１　備考欄の☆印は、科目等履修生としての受講は不可。

表７　栄養に係る教育に関する科目

管理栄養学科（栄養教諭）

（◎必修）

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目				備考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	必選別	単位数	配当年次	
栄養に係る教育に関する科目	・栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 ・幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 ・食生活に関する歴史的及び文化的事項	学校栄養指導論	◎	2	2	
	・食に関する指導の方法に関する事項	食育指導論	◎	2	3	
教員免許状取得の必修単位数：栄養教諭一種　４単位以上						

7 教育実習の概要

■ 教育実習実施に関する留意点

教育実習および栄養教育実習（以下、教育実習）は、大学における教員養成課程の総仕上げの中核となる必須科目であり、その主旨を汲んで、実施に当たっては、受け入れ校の校長はじめ関係教職員が、本務の時間を割いて対応してくれるものです。 実習生は教員として実際に児童・生徒の指導にあたります。

そのため、参加する学生には、所属学科のカリキュラムで身につけた高い専門性と、学校教員を目指すに相応しい資質・人間性・社会性を共に備えていることが求められます。 本学における教職課程設置の目的と教育実習の意義、免許取得への強い意思を今一度確認し、誠実に臨んでください。 要件を満たさない学生は、教育実習を実施することはできません。

この章に記載された実施概要・要件は、変更される場合があります。 詳しくは、各学年進行にともなって開催されるガイダンスに出席して、確認と手続きを行ってください。

（1） 教育実習の概要

実習期間	◎中学校教諭課程においては「3週間」、高等学校教諭課程においては「2週間」、中学校・高等学校の両免許状を取得する場合には「3週間」の教育実習を行う。 ◎栄養教諭課程においては「2週間」とする。 ※ただし、いずれの学校種でも受け入れ学校により、求める期間は異なる。
実施時期	◎概ね5月中旬～6月下旬までに開始する場合が多い。9月以降となる場合もある。 ◎栄養教育実習 は、原則として１１月中旬から開始とする。
実施申込	教職教育センター支援室

(2) 教育実習 申込要件（3 年次）

申込要件	①2年次1月 に実施する「教育実習希望者ガイダンス」、3年次4月に実施する「教職課程ガイダンス（3年次）」に出席し、必要書類の提出・手続きを期限内に行うこと。いずれかで無断欠席がある場合、次の段階のガイダンスへの参加は原則認めない。なお、栄養教諭は、別途２年次４月にガイダンスを行う。 ②教育実習を申し込む前年度までに、原則として以下の単位を修得していること。 〇修得単位…70単位以上（栄養教諭は39単位以上） 〇教科に関する科目…高等学校／18単位以上 中学校／14単位以上 栄養教諭／２科目４単位 〇教育実習申し込みの前年度前期までに配当されている「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「教科及び教科の指導法に関する科目」は原則として修得していること。 〇栄養教諭は、「給食管理運営臨地実習 1（臨地実習N）」の実施要件を満たしていること。 ③教職教育センターにおいて、教育実習生として相応しいかの審議を経て、必要な場合は指導を受けて承認を得ること。学内において処分を受けていないこと。
申込期限	原則として実施前年度の前期期間中に、実習校の内諾を得ること。

(3) 教育実習実施要件（4 年次）

実施要件	①教育実習実施の前年度前期までに配当されている「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「教科及び教科の指導法に関する科目」は原則として修得していること。 ②栄養教諭は、①に加え「学校栄養指導論」「食育指導論」「給食管理運営臨地実習 1（臨地実習 IV）」「教育課程論」の単位を前年度までに修得済みであり、卒業単位 80 単位を修得していること。 ③教育実習を実施する年度当初の段階で、卒業見込み、および免許状取得見込みがあること。 ④中学校の場合、前年度までに介護等体験を実施済みであること。 ⑤中学校・高等学校の場合、前年度に複数回行う「教育実習事前指導（3年次）」に全て出席し、必要な課題を行っていること。 ⑥教職教育センターにおいて、教育実習生として相応しいかの審議を経て、承認を得ること。学内において処分を受けていないこと。
実施学年	4 年次

(4) 教育実習申し込みから実施までの流れ

※栄養教育実習の詳細は別途ガイダンスを行う

3年次	4月	○教職課程ガイダンス（3年次） 「教育実習申込許可願い」の提出と審議。個別面談の実施。 ○教育実習申し込みガイダンス 「教育実習申込書」等関係書類の配布
	5月	○教育実習校の内諾取り付け 学生各自は、実習校を訪問し、前期期間中に受入内諾を得ること。受入内諾後、すみやかに「教育実習申込書」を教職教育センター支援室に提出する。内諾不可の場合は、教職教育センター支援室に相談し、実習校開拓をすること。 ○各学生の受入校に対し、大学（教職教育センター支援室）が学長名で教育実習依頼の必要書類を発送する。正式に受入許可となった場合、受入校から「教育実習生受入承諾書」が大学宛送付される。「教育実習生受入承諾書」のコピー を教職教育センター支援室より受け取る。
	9月	○受入校により、教育実習実施前に、オリエンテーション、面談や試験、学校ボランティアなどを実施・依頼する場合がある。 ○教育実習事前指導（3年次） 3年次後期に、時間割外の授業として複数回の事前指導が行われる。 全てに出席して課題を提出すること。
	2月	○実習予定学生は、春期休業中に受入校に教育実習実施時期や担当科目、使用教科書などを確認し、教職教育センター支援室に報告する。
4年次	4月	○教職課程ガイダンス（4年次） 「教育実習確認事項」を教職教育センター支援室に提出 ○教育実習事前事後指導 「教育実習Ⅰ・Ⅱ」で、事前事後指導を開始
	5月	○実習前に、受入校によるオリエンテーションなどが行われる。教育実習関係書類（教育実習日誌、教育実習成績評価票、教育実習生の記録、教育実習生出勤簿）一式を持参し、受入校に提出する。 ○教育実習欠席届の提出 実習開始2週間前までに、教務課に提出する。また、実習生は卒業研究をはじめ履修科目のすべての担当教員に、教育実習による欠席や関連科目履修の説明とお願いをすること。
	6月	○順次、教育実習開始
	7月	○教育実習 が終了した学生から、「教育実習Ⅰ・Ⅱ」で、事後指導を行う。受入校から教育実習日誌が返却され、事後指導で活用する。
	9月	○「教職実践演習」「教育実習研究授業発表会」の開催、教職課程の総まとめを行う。

8 介護等体験の概要

教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性に鑑み、教員の資質向上および学校教育の一層の充実を図る観点から、介護等体験が行われるものです。

この介護等体験は、「介護等体験特例法 (平成 10 年度より施行)」により、義務教育の教員になるための必須条件として義務付けられました。その体験は、文部科学省令で定める「特別支援学校で２日間、社会福祉施設等で５日間」の計７日間を必ず実施することになります。

したがって本学で中学校教諭一種免許状を取得希望する者は、この「介護等体験」を実施しなければなりません。なお申込は、いずれも大学が一括して手続きをします。

■ 介護等体験実施に関する留意点

実施要件	この介護等体験を実施するためには、前年度の教職科目を履修していなければなりません。
体験先の決定	特別支援学校は神奈川県教育委員会、社会福祉施設等は神奈川県社会福祉協議会が体験先を決定します。指定、決定された体験先・体験期間の変更はできません。
介護等体験の内容	障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの方々との交流等の体験及び受入学校・施設等の職員が必要とする業務の補助

■ 手続きと実施の流れ

前年度（2 年次）	4 月	○教職課程ガイダンス
	10 月	○介護等体験ガイダンス 「介護等体験実施申込書」「介護等体験料」を教職教育センターへ提出
	11 月	○特別支援学校体験実施申し込みを、神奈川県教育委員会に申請
実施年度（3 年次）	4 月	○社会福祉施設等実施申し込みを、神奈川県社会福祉協議会に申請
	5 月	○社会福祉施設等体験先決定通知 ○介護等体験ガイダンス ・関係資料の受領と説明及び事前指導 ・各体験学生への体験先連絡
	6 月	○特別支援学校体験開始 ○社会福祉施設等体験開始

介護等体験終了後、「介護等体験証明書」を教職教育センターに提出する。
この証明書は、特別支援学校では「学校長」・社会福祉施設等では「施設長」が発行する。
証明書は、教育職員免許状一括申請時の関係資料として添付します。それまで教職教育センターが厳重に保管します。

（◎必修）

授　業　外　実　施　体　験	単位数	教員免許状取得必修			備考
		中学	高校	栄養	
介護等体験　（特別支援学校 :2 日間、社会福祉施設等 :5 日間）	なし	◎	－	－	中学免許取得者必修

1　公立学校の概要

教員採用試験は、公立学校と私立学校では選考方法が異なっています。

基本的には当該学校の設置者が教員を採用しますので、設置する機関等が採用試験を実施します。

公立学校の設置者は都道府県や市町村ですが、政令指定都市を除く市町村立学校は都道府県立学校と同様に都道府県が実施し、政令指定都市立学校は独自に実施します。

また、私立学校は当該学校そのものが設置者となりますので、それぞれの学校が採用しています。公立学校と私立学校の採用試験の概要は次のとおりです。

■ 教員採用試験の流れ

採用試験は、通常１次試験が実施され、１次試験合格者を対象とした２次試験が行われます。２次試験に合格すると候補者名簿に登載され、その中から採用内定が出されます。

試験の日程は、都道府県・政令指定都市によって様々ですが、概ね１次試験が７月第１日曜日から７月末にかけ、各地域で実施されるので、試験日が重ならなければ複数の都道府県・政令指定都市を受験することは可能です。

〈例示:受験から採用までの流れ〉

◎　３月下旬～５月中旬	都道府県・政令指定都市ごとに実施要項の発表
◎　４月上旬～６月下旬	願書提出
◎　７月上旬～下旬	１次試験
◎　７月下旬～９月上旬	１次試験合格発表
◎　８月上旬～９月下旬	２次試験
◎　９月中旬～10月下旬	２次試験合格発表→名簿登載→採用内定
◎　２月下旬～３月下旬	着任校決定・校長面接
◎　４月１日	公立学校教員として着任（辞令交付）

■ 採用試験の内容

各都道府県・政令指定都市の採用試験は、基本的に次に示す試験があり、その試験を１次試験・２次試験に分けて実施しています。１次試験では「筆記試験」、「論作文試験」、「面接」等が、２次試験では「面接」、「適性検査」、「模擬授業」等の方法が多く実施されています。

①筆記試験

教養(一般・教職)試験と各教科の専門試験が実施されます。

最近はマークシート式が多くなっていますが、記述・論述式の場合もあります。具体的な内容や時間等は異なるので、受験しようと考えている都道府県・政令指定都市の情報を早くから収集しておく必要があります。

最近は、情報公開の流れから、問題や解答を公開しているので手続きをすれば、閲覧・コピーが可能になっています。

○一般教養：人文・社会・自然科学に関する基礎的な内容が出題されます。

○教職教養：教職課程で受講する教育原理・教育心理・教育法規等をはじめ教職に携わる場合に必要な基本的知識を問う内容が出題されます。

○教科専門：受験校種・教科（科目）に関する専門的な内容が出題されます。

②論作文試験

最近の教育の動向に基づく教育論や実践的な指導法などのテーマで、受験者の表現力、理論的な思考力や観察力などが評価され、教師としての考え方・資質が問われます。

③面接試験

個人面接、集団面接、集団討論など様々な形態で実施されます。

最近は人物を重視する傾向があり、1次・2次ともに面接を実施する都道府県・政令指定都市が増加しています。

○個人面接：受験者の多様な経験や積極性、適応力等が評価されます。

○集団面接・集団討論：社会性、協調性、教員としての資質などが評価されます。

④適性検査

教員の資質として要求される種々の特性について、客観的に調べるために実施されますが、通常合否には影響しません。

⑤模擬授業

2次試験で実施される場合がほとんどで、その多くは試験当日に発表される単元（テーマ）に基づき、その場で授業案を構想した上で、実際に授業を行います。授業の内容だけでなく、生徒との対応の仕方、板書、発声などを含め魅力ある授業を支える指導力（発想・構成等）などが評価されます。

⑥その他（実技試験など）

小学校の音楽・体育、中学校・高校の英語・音楽・家庭などの教科については多くの場合で筆記試験のほか実技試験が課されます。

栃木県・群馬県・千葉県などのように工業・商業などでも、実技試験が課されるところもあります。

■ 留意事項

採用試験は、各都道府県・政令指定都市によって様々な制限や手続きの違いがありますので、実施要項で特に次の事項を確認し、受験に当たって留意する必要があります。

①受験資格

都道府県・政令指定都市によって年齢制限や所持免許状の種類などで受験資格が異なる場合がありますので、実施要項で受験が可能かどうかをまず把握しておく必要があります。

○年齢制限

教員採用試験を実施する都道府県・政令指定都市によっては年齢の上限を定めている場合があります。

○所持免許状の種類

応募する校種・教科の教員免許状を所有または取得見込みであれば、原則として志願できます。しかし、受験する校種・教科以外の免許の所有や複数の免許の所有が必要な場合がありますので確認が必要です。

②募集校種・教科（科目）と募集人数

募集する校種・教科や人数は、現職教員数の増減や児童・生徒数に伴って毎年変わります。

したがって、昨年度募集があった教科でも今年度必ず募集があるとは限りません。毎年度、実施要項で確認する必要があります。また、理科や工業などは募集の際、理科（化学）・理科（物理）や工業（電気）・工業（化学）などと専門分野を掲げて募集する場合もあります。例えば、理科（化学）という場合、理科の教員でも化学分野の担当を主とする教員を募集しているということで、試験問題も化学分野が多く出題されます。

募集人数は、教科（科目）ごとの発表と校種の合計数のみの発表の場合がありますが、合計数のみの場合は前年度の合格発表を見ると参考になります。

③願書の受付期間・応募方法

願書の受付は、一般的に４月上旬～６月下旬の間の１～２週間が多く、提出方法は持参・郵送、さらに最近はインターネットでの出願を導入する都道府県・政令指定都市が増えています。

④その他

志願手続きは、実施要項で定められており、毎年度一定ではないため、実施年度の実施要項を熟読し間違いのないようにする必要があります。

2　私立学校の概要

各私立学校には、建学の精神のもと独自の教育方針や校風があり、それに基づき教員を採用するため、公立学校の教員と異なり、独自の方法で採用しています。したがって、私立学校の教員を希望する場合は、基本的にはそれぞれの私立学校に確認する必要がありますが、各都道府県私学協会が窓口となり教員志望者を紹介するための取組が行われていることがあるので私学協会に問い合わせると様々な情報を得ることができます。また、財団法人日本私学教育研究所は、私立学校からの依頼により教員募集の情報を当研究所のホームページに掲載しているので、全国の私立学校の募集状況を知ることができます。

都道府県により、次のような取組をしている場合があります。

なお、私立学校の場合は、最初から「教諭」としての採用ではなく、①非常勤講師、②常勤講師、③教諭など勤務状況を見ながら２～３年かけて専任教諭として採用される場合が多いので留意しておく必要があります。

■ 私学教員適性検査

東京都・静岡県・愛知県・兵庫県・広島県・福岡県・長崎県などの都県では、私学協会が同一日程で「私学教員適性検査」を実施しています。また、群馬県は、県独自に適性検査を実施し、試験日・内容等は異なります。

この検査は、合格・不合格の判定を行う採用試験ではなく、検査の成績を各私立学校が採用する際の参考資料とするために行われるものです。

各都県の私学協会は検査実施後受験者名簿を作成し、未受験者より優先的に採用されるよう要望書を添えて各私立学校の校長へ送付します。各学校は、この名簿から採用候補者を選び、直接本人に連絡を取って面接等を行うことになります。

○「私学教員適性検査」の概要

①実施都県：東京都・静岡県・愛知県・兵庫県・広島県・福岡県・長崎県等
②受付期間：６月上旬～７月中旬
③検　査　日：８月下旬の１日
④検査内容：教職教養（50分）
　　専門教科（80分）（国語・日本史・世界史・地理・政治経済・数学・物理・化学・生物・家庭・英語）
⑤受　験　料：10,000円～20,000円
⑥検査結果：９月下旬頃本人に通知

■ 志願者名簿への登載・履歴書の依託

各都道府県の私学協会が、私立学校への就職志望者を名簿に登載したり志願者の履歴書を預かり、採用予定のある私立学校へ提供するシステムです。私立学校は、提供された名簿や履歴書の中から採用候補者を選出後、本人に直接連絡を取り面接等を実施して採用の可否が決まります。したがって、名簿登載者全員に連絡があるとは限らず、私立学校から直接連絡がない限り採用はありません。

○神奈川県私立中学高等学校協会の例

①必要書類：履歴書（私学協会作成の所定用紙）
②受付期間：６月・10月
③依託費用：無料

3　情報の収集

各都道府県・政令指定都市の教員採用試験実施要項は、毎年４月～６月に発表されることが多く、当該年度の詳細はその実施要項にしたがうことになります。

例年、大きく変わることはありませんので、できるだけ早い時期から受験する過去の実施要項等を入手し、過去に実施された採用試験の状況や傾向等を知った上で準備をすると効率的かつ効果的な受験対策ができます。

具体的に受験をしようとしている教員採用試験には、次のような情報を収集しておく必要があります。なお、「教職教育センター支援室」は、ほぼすべての都道府県・政令指定都市の実施要項を入手しているので閲覧ができます。利用してください。

①受験都道府県・政令指定都市の採用試験スケジュール

複数を受験する場合は、試験日等に重複がないかを調べる。

②１次試験と２次試験の具体的な実施内容

筆記試験・面接・論作文・模擬授業などが１次試験、２次試験のどちらで実施され、その内容はどのようなものかを調べる。

③筆記試験の実施分野・時間配当・解答方法等

過去の実施問題をできるだけ多く入手し、解答方法（マークシート式か、記述式か）や出題の傾向等を事前に調べる。

④面接試験の具体的な方法

面接には、個人面接・集団面接・集団討論等などがあるので、実施方法や内容さらに過去の質問例などを調べる。

⑤論作文試験の内容

出題方法や文字数の制限及び過去の出題テーマなどを調べる。

⑥模擬授業の具体的な展開

配当時間や領域、授業形態など模擬授業の具体的な実施方法や学習指導案の概要、さらに、チョーク・模造紙・教材など事前に準備できるものや制限されるものがあるかを調べる。

4　教員採用試験の受験対策

教員採用試験に合格するためには受験都道府県・政令指定都市の試験情報を十分に知った上で準備し、各試験で十分な成果を上げる必要があります。

そのためには、皆さんが早い時期から受験対策を行う必要がありますが、「教職教育センター支援室」では、皆さんを支援するため様々な受験対策を行っていますので積極的に利用してください。

教員採用試験は、4年次の7月に実施されるため、本格的な受験対策は、遅くとも1年前（3年次の7月頃）から計画的に進める必要があります。

そこで「教職教育センター支援室」では、合格のための受験対策を毎年、7月から翌年6月末までの中で計画的に設定、実施しますので、教員を目指す人はこのスケジュールに基づいて準備をしてください。

また、1、2年生でも教員志望が確定している人は、3年生と一緒に準備をすれば、合格の可能性が高くなりますので、1、2年次からでも参加してください。

受験対策 1　一般教養・教職教養・教科専門等の筆記試験対策

筆記試験は、教員になるために必要な知識を問う問題が出題されます。

一般教養は、高校で学習した程度の基礎的な内容が出題され、教職教養は教職課程で学んだ内容をはじめ教職に携わる場合に必要な内容が出題されます。

教科専門は、高校での学習内容に加え大学での基礎的な内容が多く出題されます。

したがって、1年次から一般教養はしっかり身に付ける努力をするとともに、大学で学ぶ教職課程の履修も1年次から集中し、学習する必要があります。

一方、教科専門については、特に、高校での学習内容を反復演習し力を付けておくことが重要です。

その上で、次のような受験対策に積極的に参加してください、

● 対策講座の実施

一般教養・教職教養・論作文・面接等に関する講義と演習を計画的に実施します。

①夏期集中講座（8日間30コマ・大手予備校講師）
②春期集中講座（8日間30コマ・大手予備校講師）
③直前対策講座（3日間6コマ・大手予備校講師等）

● 公開模試（大手予備校）や本県実施問題の受験

3年次の7月から受験対策を始め、その後、計画的に全国公開模試や本県が当該年度に実施した問題の受験などで筆記試験対策を行います。

①9月中旬：神奈川県の教員採用試験実施問題受験
②1月上旬：第1回全国公開模試（大手予備校）
③3月上旬：第2回全国公開模試（　〃　）
④3月下旬：受験都道府県に対応した地域対応型教養模試（　〃　）
⑤5月上旬：第3回全国公開模試（　〃　）

● **校内模試の受験**

筆記試験対策として大手予備校の公開模試に加えて、他県で実施された過去問を用いた校内模試を行います。

①第１回：12月上旬
②第２回：２月上旬
③第３回：４月上旬
④第４回：６月上旬

● **受験都道府県過去実施問題の演習**

「教職教育センター」では、各都道府県・政令指定都市が実施した過去数年間の問題をできるだけ多く入手していますので、必要な過去の問題をコピーし演習に活用してください。できるだけ多くの問題を解くことによって出題傾向などが分析できます。

個別に添削指導も行いますので「教職教育センター」を利用してください。

● **各教養試験対策のための学習への支援**

大手予備校作成テキストを対策講座の参考書として使用するとともに自学自修にも使用します。

受験対策２　論作文対策

ほとんどの都道府県・政令指定都市で論作文試験が実施されますので、時間や字数などの制限がある中で自己の考えを適切に記述するための方法を知り、さらに演習を重ねる対策を行います。

● **対策講座の受講**

論作文の講義を聴きかつ演習することで、力を付けていきます。

● **大手予備校作成の論作文テキストの学習**

自主学習にテキストを活用し、書くことにより力を付けていきます。

● **公開模試（大手予備校）の受験**

公開模試で、傾向と実力を試し、以後の計画に役立てます。

● **添削指導**

１年次前期から定期的に与えられた課題の論作文を作成・提出し添削を受けます。

○実　施　日：１週間に１課題
○実施方法：前時に与えられたテーマで作成してきた論作文を提出し、
　　添削を受け、より良い論作文に仕上げる演習を行います。

受験対策３　面接対策

面接には「集団面接」・「個人面接」・「集団討論」などがありますが、それぞれについて対策講座で基本的な知識を学び、直前の模擬面接により対応します。

受験対策４　模擬授業対策（２次試験・教育実習対策を含む）

模擬授業対策として、各自が事前に作成した学習指導案を基に、教科グループごと実際に授業を行います。また、「学校見学」では実際に学校を訪問し、現職教員の授業を見学して指導方法や教員として必要な資質、果たす役割などを学びます。

● グループによる模擬授業研究の実施

○実　施　日：前期対策講座の期間中

○実施方法：教科ごとに曜日・時限を決め学生同士で順番に授業を行い、学習指導案や授業内容等について討議を行います。

● 学校見学（教育実習対策としても利用）

○実　施　日：４月中旬、11月上旬（L科を除く）
９月および２月（L科）

○訪問学校：高等学校…本学との高大連携協定高校他
中　学　校…厚木市立中学校
小　学　校…厚木市立小学校（L科）

○実施方法：教科ごとに学校を訪問して授業見学を行います。

その他　教職基礎講座

教職につくための基礎的な知識、心構えなどを知り、併せて教員採用試験に向けた準備となる講座を開設します。

○実施日：春期休業対策講座期間中

○内容例：①　教員に求められる資質・姿勢について
②　最近の高等学校の現状と課題
③　教科指導力・生徒指導力の向上のために
④　保護者や地域とのかかわり・コミュニケーション
⑤　学校の組織・校務を知る　等

1　学校支援ボランティア

■ 学校支援ボランティア

学校支援ボランティアとは、学生が学校に行き教員が行う授業や部活動などの支援をボランティアとして行うことです。

教育実習やインターンシップと異なり、半年間あるいは１年間など学校が求める期間に１～数回程度参加することになります。参加する学生は、大学の講義のない曜日に学校に出向き、教員の補助や生徒の指導を行うことになります。

この活動を行うことで、子どもたちとのコミュニケーション能力の向上にもつながり、教員を目指すために貴重な経験となります。

学校が求めるボランティアの目的を十分理解し、積極的に取り組むことを期待します。

(1) 学校支援ボランティア実施に関する留意点

実施目的	ボランティア精神と思いやりの心を持ち、学校が求める実施内容を遂行する。
実施学年	全学年
期　　間	１年又は半期の特定曜日（事前に受入校と詳細を調整する。）
実施場所	厚木市立小・中学校、近隣の公立小・中学校・高等学校
要請機関	神奈川県教育委員会、厚木市教育委員会、海老名市教育委員会、綾瀬市教育委員会
実施内容	受入校が求めるものとする。 例：教員の補助（教科理科・情報などの授業） 部活動の技術指導補助
謝 礼 等	受入校により、交通費や謝礼が支給される場合がある。
履修科目	大学の履修科目ではないので、単位認定はない。

(2) 手続きと実施の流れ

４月	各学校からの情報は、「教職教育センター・支援室ホームページ」、「掲示板」等でお知らせします。 参加希望者は、教職教育センターに申し出てください。 依頼のあった要請機関と期間及び時間などの連絡調整をする。 ただし、受入機関が実施する説明会がある時は、必ず参加する。
４月以降	参加希望者が出た時点で、個別に対応することになる。 ただし、受入が一杯となった場合は、希望に添えないこともあります。

1　一括申請

教育職員免許状申請は、〈一括申請〉と〈個人申請〉があります。〈一括申請〉は、大学が一括して取りまとめて神奈川県教育委員会に申請手続きを行います。〈一括申請〉に該当する者は、教育職員免許状取得に必要とされる要件を満たした人（在籍者）となります。

一括申請の申請と交付

教職課程ガイダンス　４月

教育職員免許状一括申請希望届
４年次　（本人記入）

教職教育センター・支援室
一括申請希望者集計

教職教育センター・支援室
一括申請申込提出
↓
教育職員普通免許状授与等申請書受領
（神奈川県教育委員会）

教職課程ガイダンス　９月

教育職員免許状授与等申請書（本人確認）

教職教育センター・支援室
一括申請書集計

教職教育センター・支援室
一括申請申込提出
↓
免許状受領
（神奈川県教育委員会）

卒業式　３月

教育職員免許状受領（本人）

KAIT WATCH

教育職員免許状に有効期限 !!

平成 21 年 4 月以降教員免許状を取得した人の免許状には、10 年間の有効期間が記載されます。有効期間を更新するためには、30 時間の免許状更新講習を受講・終了することが必要となります。

2　個人申請

〈個人申請〉は、各個人が都道府県の教育委員会に教育職員免許申請を行うものです。この〈個人申請〉に該当する者は、本学の卒業者（科目等履修生も含む）が対象となります。

個人申請の申請と交付

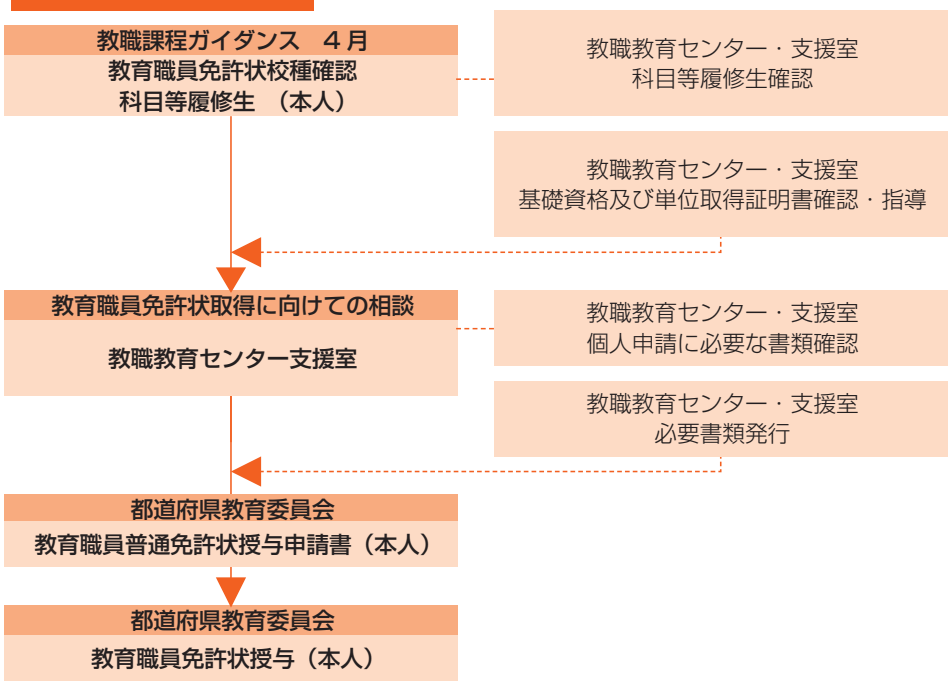

1.　申請前の確認事項

（1）新たに免許状を取得する人（大学で必要な単位を修得済みである人）
申請する免許状の学校種の必要な単位数を満たしているが、一括申請を行わなかった人、不足単位があったが必要な単位数を満たした人などになります。

（2）他教科の免許状を取得する人（基礎となる免許状をお持ちの人）
基礎となる免許状は、申請する免許状と同じ学校種（中学校または高等学校）で違う教科の免許状になります。申請する免許状の学校種によって必要単位数が異なります。

2.　申請方法

（1）お住まいの都道府県教育委員会が申請窓口となります。（教員として勤務されている人は、それぞれ勤務先の都道府県教育委員会が申請窓口となります。）

（2）個人申請に必要な書類は、各都道府県教育委員会により指定された書類と大学が発行する教育職員免許法上の法定科目名で記載されている単位修得証明書（指定様式の場合、指定様式に単位修得証明）、申請手数料等が必要となります。

○ 大学より発行する教育職員免許法上の法定科目名で記載されている単位修得証明書
→ 学力に関する証明書

○ 各都道府県教育委員会により指定された書類
→ 各都道府県教育委員会のホームページで必要書類の確認ができますが、電話や窓口に行くなど、直接連絡を取り、必要な書類等を確認して下さい。

1　教職課程登録と専修免許状

神奈川工科大学大学院工学研究科で取得できる免許状の種類は次のとおりです。希望する専修免許状を取得するためには基礎資格と大学における最低修得単位数を取得しなければなりません。

「大学院履修要綱」にある教員免許状の取得要件・履修科目指定等（教科に関する科目・教職に関する科目）を参照してください。

免許状授与の所要資格を得させるための課程をおく研究科・専攻		免許状の種類	免許教科	基礎資格
工学研究科	機械工学専攻 電気電子工学専攻 機械システム工学専攻 ロボット・メカトロニクスシステム専攻	高等学校教諭専修免許状	工業	修士の学位を有すること
	応用化学・バイオサイエンス専攻		理科	
	情報工学専攻		工業 情報	

■ 教職課程登録

新たに教職課程の科目「教科及び教職に関する科目」を履修するには、教職課程登録が必要になります。この登録手続きをしないと「教科及び教職に関する科目」を履修することができません。ただし、以前に本学の学部に在籍して教職課程を登録していた場合や教職課程の登録をいったん辞退（中断）した場合でも教職課程受講は有効として大学院で教職を履修する場合も再度登録する必要はありません。また、本学で教育実習を履修する場合は、必ず履修登録する前に教職教育センター支援室または教務課に相談してください。

■ 専修免許状の申請と交付

免許状の申請は、大学が一括して取りまとめて神奈川県教育委員会に申請手続きをする〈一括申請〉となります。申請と交付については、「第５章教育職員免許状を取得する」*を参照してください。

*P51 参照

1　科目等履修生として免許状を取得

■ 神奈川工科大学にて単位修得を目指す

本学で在学中に教員免許状取得に必要な単位を修得できないで卒業した場合は、不足する単位を科目等履修生として修得することができます。ただし、科目等履修生の場合、実験・実習科目は履修できませんので注意してください。教務課で「科目等履修生募集要項」を配付しますので出願時期・募集人員・費用・期間等を確認してください。

本学で教育実習を履修する場合は、必ず出願する前に教職教育センターまたは教務課に相談してください。

■ 教職課程登録

新たに教職課程の科目「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「各教科の指導法」を履修するには、教職課程登録が必要になります。この登録手続きをしないと「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「各教科の指導法」を履修することができません。　ただし、以前に本学の学部に在籍して教職課程を登録していた場合や教職課程の登録をいったん休止（中断）した場合でも教職課程受講は有効として再度登録する必要はありません。また、本学で教育実習を履修する場合は、必ず履修登録する前に教職教育センターまたは教務課に相談してください。

■ 教育職員免許状の申請と交付

教員免許状の申請は、〈個人申請〉となり申請者が自ら都道府県の教育委員会指定の申請書に記入・提出し、必要な要件を全て満たした場合に限り免許状授与となります。申請と交付については、「第 5 章教育職員免許状を取得する」* を参照してください。

*P51 参照

■ 通信教育を利用する

本学にない教育職員免許状の取得（例えば小学校教諭 etc.）を希望する場合は、他大学で科目等履修生として聴講する方法もありますが他大学での通信教育学部に入学（聴講生含む）し、必要な単位を修得し教育職員免許状を取得することもできます。通信教育学部を設置している大学では、入学手続きが完了すると教材・補助教材をはじめ各種手引書等が送付され、レポート・スクーリング・試験等を終えて単位修得となります。詳しくは、希望する大学（通信教育学部）にお問い合わせください。

Q&A

教職課程について、様々な疑問が生じたとき参考にしてください。不明な点については、教職教育センターまたは教務課に相談してください。

履修関連（全般）

Q 卒業までに、希望する教員免許を取得するにはどのように履修するのですか？

A 教職科目は、各学科とも４年間にわたって配当されています。時間割表に従い、各年次に配当されている科目を計画的に必ず履修し修得すれば可能と思われます。ただし、中学校免許取得希望者は、１年次に配当されている科目を必ず履修・修得することです。詳しくは、各学部・学科の授業配当、時間割で確認してください。

Q 教職課程を履修する場合、履修しない場合と比べてどの程度の負担がかかりますか？

A 所属学部・学科に関わらず、教職科目が負担増となります。詳しくは本書 P7 ～ 13 を参照してください。また、４年次（栄養教諭は３年次）の「教育実習」および「教職実践演習」、その前年度の教育実習申込を卒業研究や就職活動と両立する必要があります。詳しくは P39 ～ P41 を参照してください。

Q 今のところ教員になるつもりはないのですが、教職課程を履修して良いのでしょうか？

A 履修することは可能です。ただし、何の目的も持たずに漠然と履修することは、時間の無駄であり、場合によっては成績不振を招く恐れもあるので、明確な目的意識をもって履修するようにしてください。また、教員免許状更新制についても理解した上で履修を検討してください（Q&A p58 ～ p59）

Q １年次配当の科目を、２年次以降に履修することはできますか？

A できます。
配当年次以降であればいつでも履修は可能です。ただし、進級学年により講義が重なり履修できない場合もありますので、配当年次に履修することを勧めます。

Q 教職課程科目は、卒業に必要な科目になりますか？

A 原則としてなりません。ただし、一部の科目は、卒業要件を満たすことがあります。詳しくは、各学科の「履修要綱」を参照してください。

Q 教職課程科目はどのようなものがありますか？

A 教員免許を取得するために必要な科目群であり、教師になるための資質向上を目的としています。

教職課程科目は、大きく分けて、「教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「教科及び教科の指導法に関する科目」の三つになります。詳しくは本書 P11 ～ 37 を参照してください。

Q 教職課程の履修に関する相談はどこに行けばよいのですか？

A 教職教育センター支援室で教職課程全般についての相談を受けます。または、教務課、各学科教職課程担当の先生に相談してください。

教職教育センター支援室は、月曜～金曜日：9:00 ～ 17:00
開室日は、「教職教育センター・支援室のホームページ」を見てください。
教職教育センター支援室は、教職を目指す皆さんの支援のために取り組んでいます。相談や学びに活用してください。

教員免許関連

Q 本学で取得できる教員免許状を教えてください。

A 本学で取得できる免許状は、所属する学部・学科によって決まっています。詳しくは、本書 P7 で確認してください。

Q 中学校と高等学校の免許状を同時に取得することができますか？

A 取得可能所属学科の場合はできます。ただし、授業科目が多くなりますので、計画的に履修することが大切です。

Q 中学校の免許状をとれば、自動的に高校の免許状もとれますか？

A 取れる教科もあれば、取れない教科もあります。詳しくは本書 P7 ～ 37 を参照して確認してください。

Q 外国籍ですが、免許状は取得できますか？

A 外国籍でも取得できます。

Q 教員採用試験には、教員免許状がないと受験できませんか？

A 受験教科の免許状を取得済みであるか、または取得見込みであれば受験できます。ただし、受験する都道府県・政令指定都市により、複数の免許状（例：高校の工業・情報免許状）または中学校・高等学校の両免許状が取得済みか取得見込みであることを求められる場合があります。

Q 自分が所属する学部・学科で取得できない教科の免許状を取得するためには、どうしたらよいですか？

A 所属する学部・学科に設定された免許状以外の取得はできません。ただし，決められた免許状を取得している場合は、卒業後に 科目等履修生として希望する他の免許状を取得することは可能です。

免許取得に関する質問・相談は、教職教育センターに相談してください。

Q 一種免許状と専修免許状の違いは何ですか？

A 一種免許状とは､所定の要件を満たし学部を卒業（学士）することで取得できる免許です。専修免許状とは、大学院で所定の単位を修得し、修了（修士）することで取得できる免許です。

Q 教員免許状は１年で取得できるのでしょうか？

A できません。

本学の教職課程は、４年間で取得することを前提にカリキュラムが構成されています。

Q 高校免許状のみ希望していますが、中学の免許状も取得しておいた方がよいのでしょうか？

A 教員を志望しているのであれば、中・高両免許状を取得することを勧めます。

近年中高一貫校が増加し、採用試験時に中高両方の免許状の取得が前提条件になっている場合があります。

Q 卒業するときに教員免許状を取得できなかった場合、卒業後に免許状を取得することはできますか？

A できます。

卒業後、科目等履修生となり、不足している科目を履修することができます。ただし、実験科目など一部履修できない科目もあります。（詳しくは本書 P15 ～ P37 表６内の☆印を参照してください。）

Q 教員免許状は卒業と同時にもらえるのでしょうか？

A 教員免許状交付申請を行わないと、卒業時にはもらえません。

教員免許状は、大学が交付するものではなく都道府県教育委員会が交付します。そのため、所定の手続きを行わないと免許状を手にすることはできません。詳しくは本書 P56、57 を参照してください。

Q 教員免許状を取得するには、どのくらいの費用がかかりますか？

A 取得にかかる費用は、次のとおりです。ただし、今後変更となる場合もあります。
申込時のガイダンス資料をご確認下さい。

○履修関係に掛かる費用

「申請書：教職課程受講料」　：　〔20,000円〕

「介護等体験料」　：　〔10,475円 〕

○免許状申請に掛かる費用

「申請書：教員免許状一括申請手数料」　：　〔3,300円（一免許状につき）〕

「基礎資格および単位修得証明書」　：　〔200円〕

○教育実習受入校によっては、「教育実習費」を求める場合があります。

○教育実習及び介護等体験における交通費及び掛かる必要経費は、自己負担となります。

Q 教員免許を取得すれば、すぐに教員になれるのでしょうか？

A 教員免許を取得しただけでは教員にはなれません。
教員免許を取得した上で、都道府県・政令指定都市や各私立学校が行う採用試験を受けて合格し、採用されてはじめて教員となります。詳しくは本書 P47 ～ 49 を参照してください。

Q 教員になるのに、年齢制限はありますか？

A 一律の制限はありません。採用先次第です。詳しくは、受験希望都道府県・政令指定都市の実施要項で確認してください。

Q 教員免許状更新制とは何ですか？

A 平成 21 年 4 月以降教員免許状を取得した人の免許状には、10 年間の有効期間が記載されます。免許状の有効期間を更新するためには、30 時間の免許状更新講習を受講・修了することが必要となります。

Q 教員免許状取得後有効期間（10 年）を経過した場合、免許状はなくなるのですか？

A 新免許状所持者（平成 21 年 4 月 1 日以降に初めて教員免許状を授与された方）

○教員免許状に記載されている『有効期限の満了日』まで、効力（＝免許状資格）があります。

○効力を継続させる方法

①有効期間内に新しく教員免許状を取得する。

⇒免許状に記載された一番新しい『有効期限の期間満了の日』まで所持する全ての教員免許状が効力（＝免許状の資格）を持ちます。

Q&A

②有効期限の満了の日２年２ヵ月前までに更新等の手続きを行う。

⇒手続を行った免許状のみ効力（＝免許状の資格）が更新されます。

○『有効期間の満了の日』を経過するとその免許状は失効します。（返納義務なし）

※複数の教員免許状を所持している場合は、手続を行わなかった教員免許状は失効します。

※有効期間の満了の日を経過して失効しても、30 時間（詳細別途要確認）以上の更新講習受講終了後に住所地の都道府県教育委員会へ免許申請手続を行なえば、教員免許状を再取得することができます。

Q 免許状更新講習の受講対象者はどのような人ですか。また受講しなければどうなるのですか？

A 受講対象者は、現職教員で、受講・修了しなければ、免許状は失効し教壇に立つことはできません。

教員採用試験に合格した人は、採用後受講・修了することになります。

Q 免許状更新講習はいつ受ける必要がありますか？

A 有効期限修了の２年２ヵ月前から２年間となります。

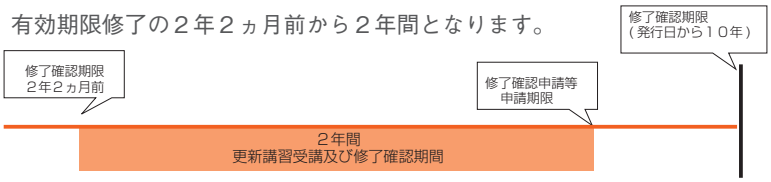

Q 免許状更新講習 30 時間はどのような内容ですか？

A「教育の最新事情に関する事項」を 12 時間以上、「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」を 18 時間以上です。

Q 免許状更新講習は、いつどこで開設されますか？

A 文部科学省が認定した大学などが、この講習を開設します。各自が受講したい内容を開設している大学等に申し込み、受講することとなります。主に夏期休業期間中が多くなると思われます。

Q 有効期限（10 年）経過後、教員になろうとするにはどうするのですか？

A 教員免許状更新講習を受講・修了した後、お住まいの都道府県教育委員会に確認の申請をする必要があります。

Q 免許状更新講習は、費用がかかるのですか？

A 開設している大学が、経費を決めることとなるので、受講する大学に問い合わせてください。

その他

Q 介護等体験や教育実習・栄養教育実習中の期間、授業に出席できなくなりますが、どのようにしたらよいのですか？

A この期間の授業科目は、公欠扱いとはなりません。
介護等体験や教育実習に行く２週間前までに、「欠席届」を教職教育センターに提出してください。また、この間の授業科目担当教員に、介護等体験や教育実習に行く旨を伝え、理解を得てください。

Q 教職に関するガイダンスや教員採用試験対策に関する“講座や模擬授業研究等”の連絡は、どのように行われますか？

A 基本的に各説明会の開催を教職受講者に KAIT Walker を通して連絡します。その他本大学ホームページの「教職教育センター・支援室ホームページ」でお知らせします。講座の内容等説明会で確認してください。

教育実習

教育実習は、何年次に行われますか？

Q 本学は、４年次に行われます。この年次以外は、行いません。

A 栄養教育実習については３年次に行います。

教育実習の実習校は、どのように決まるのでしょうか？

Q 出身地域での教員採用を強く希望する学生や、実習が採用条件に含まれる私学を母校と

A する学生を除き、教職教育センター支援室から神奈川県教委および厚木市教委と連携して実習校の確保をしています。

中学校及び高等学校の免許状を取得する場合、教育実習期間及び実習校は

Q 中学校と高等学校の両方に行かなければならないのですか？

本学の教育実習期間は、中学校免許状の場合３週間、高等学校免許状の場合２週間です。

A 両免許状を取得する場合は、３週間です。中学免許を希望している場合は、高校で実習を行う場合でも３週間以上の実習期間を確保しなければなりません。
教育実習校は、中学校・高等学校免許状に関わらず、いずれで行っても可です。また教育実習期間は、受入校が求める期間となります。

Q 複数の教科を併行して履修しています。教育実習は、どの教科で行うのですか。取得希望教科それぞれで行わなければいけないのですか？

A 取得希望教科のいずれかひとつの教科で行います。

Q 教育実習と就職活動がぶつかってしまうことはありませんか？

A 十分に考えられます。当然のことですが、実習期間中に就職活動をすることはできません。

介護等体験

Q 介護等体験とは何ですか？

A 小学校及び中学校の教員免許状取得に必要な特別支援学校及び社会福祉施設等で体験活動を行うことです。（高校の教員免許状取得には必要ありません。）詳しくは本書 P41 を参照してください。

Q 具体的に、どのような体験をするのですか？

A 社会福祉施設等で５日間、特別支援学校（旧盲・ろう・養護学校）で２日間の計７日間の体験を行います。

具体的な体験内容は受入側に一任されていますが、一般的には、障害者や高齢者の介護・介助のほか、話相手になったり散歩の付き添い等の交流体験、あるいは洗濯や掃除といった受入施設の業務の補助等です。

Q 介護等体験を実施するには、要件がありますか？

A 前年度の教職科目を履修していることが必要です。また、実施前年度後期（１０月頃）に行われる「介護等体験ガイダンス」に必ず出席しなければなりません。

Q 介護等体験はいつ実施するのですか？

A 原則、３年次に実施します。実施する前に、必要書類を関係諸機関に提出します。

特別支援学校は神奈川県教育委員会に、社会福祉施設等は神奈川県社会福祉協議会に必要書類を提出し、各機関が受入先及び実施時期を決定します。

申込者によって実施時期が異なりますが、決定した学校・施設及び実施時期の変更はできません。実施する時期は、概ね６月からが多いようです。

Q 介護等体験に必要な手続きはどうすればよいですか？

A 実施前年度後期（１０月頃）に行われる「介護等体験ガイダンス」に必ず出席する必要があります。

提出に必要な書類等の説明がありますので、しっかり聴いて手続きをしてください。また、介護等体験実施前に、事前指導が行われます。これも必ず出席する必要があります。

Q 介護等体験に費用はかかりますか？

A 社会福祉施設等での体験に、介護等体験料の 10,475 円が必要となります。納入された体験料は、理由の如何に関わらず返金されません。なお、神奈川県社会福祉協議会が、金額変更等改定する場合があります。

特別支援学校の体験に掛かる費用はありません。ただし両体験先で掛かる交通費や体験先での必要経費については、自己負担となります。

Q 介護等体験を行うと単位が修得できるのでしょうか、又は何か発行されるのですか？

A 介護等体験は、教職科目ではないので履修及び単位の修得はありません。

体験を終了すると、中学校免許状の申請に必要な「介護等体験終了証明書」が交付されます。この証明書がないと中学校教諭一種免許状を取得することはできません。

「介護等体験終了証明書」は、体験先の長が発行します。この証明書は、教員免許状申請時の添付資料となるので、体験終了後速やかに教職教育センター支援室に提出してください。。なおこの証明書は、再発行しませんので紛失した場合は、再度介護等体験を行わなければなりません。

大学院生の履修

Q 専修免許を取得するには、どうすればいいですか？

A 前提として、取得を希望する教科の一種免許状の要件を満たしたうえで、所属する各工学研究科に開設されている該当科目を 24 単位以上修得する必要があります。ただし、「教職に関する科目」は、修得する必要はありません。詳しくは、「大学院履修要項」を参照してください。

Q 改めて一種免許状を取得するにはどのようにしたらよいですか？

A 大学院に在学しながら一種免許状の取得を希望する場合は、科目等履修生制度を活用し、学部・学科に開設されている一種免許状の該当科目を履修し修得することで、免許状を取得することができます。なお、実験科目については、履修することはできません。免許状を取得するまでに相当の年数を要するものと考えてください。

Q 大学在学中に、教職科目を一部修得しましたが、残りの科目を履修するにはどのようにしたらよいですか？

A 受講しようとする大学に「科目等履修生」として入学許可されれば、履修することができます。ただし、実験科目などを修得していない場合は履修できませんので、まず在学中に修得した科目を確認するため、卒業した大学から単位修得証明書を発行してもらい、大学または当該教育委員会に確認することです。そして、科目等履修生の入学手続きを行うことになります。履修科目数によっては、修得するまで相当の年数を要します。

教職教育センター・支援室の配置図

K2号館

3F

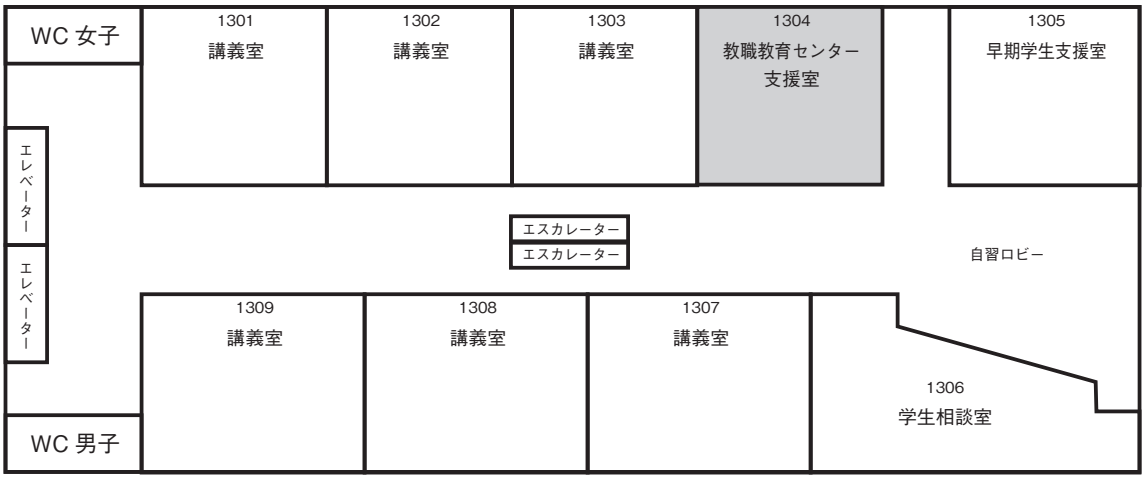

C2号館

3F 東側

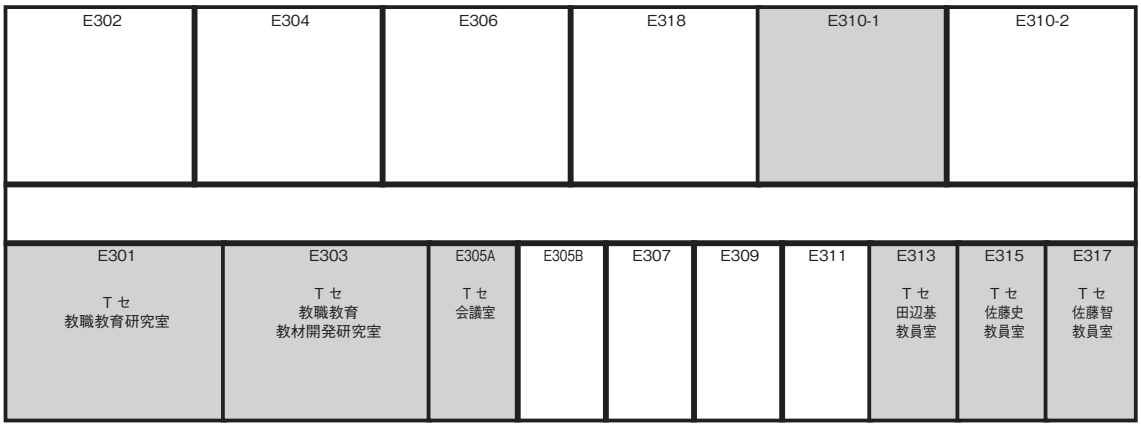

2F 西側

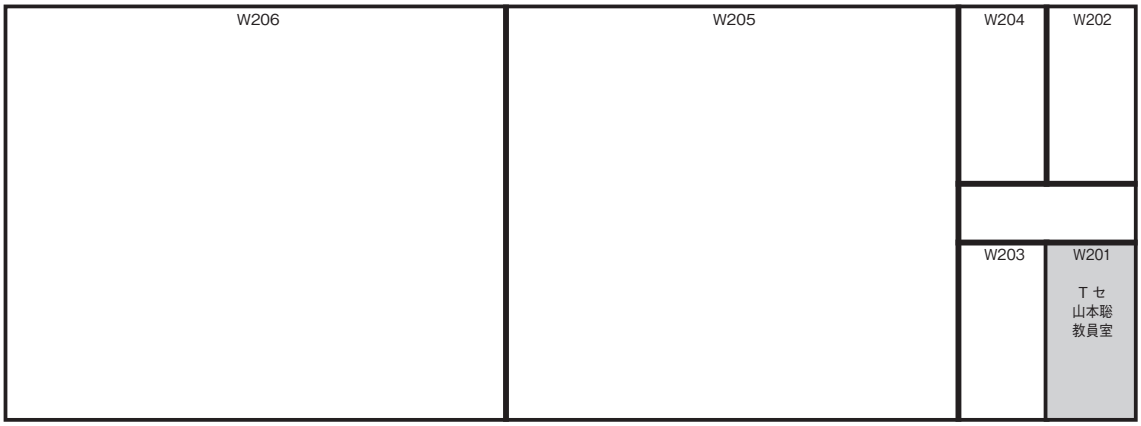

配置図

◯教職教育センター　C2号館　3階　E310－1

〈教職課程担当教員〉

三井　和博	C2号館W411	046-291-3138	mitsui@gen.kanagawa-it.ac.jp
山本　　聡	C2号館W201	046-291-3215	satoshi@gen.kanagawa-it.ac.jp
佐藤　智明	C2号館E317	046-291-3229	satotomo@t-ce.kanagawa-it.ac.jp
田辺　基子	C2号館E313	046-291-3331	tanabe@t-ce.kanagawa-it.ac.jp
佐藤　史緒	C2号館E315	046-291-3075	shios@t-ce.kanagawa-it.ac.jp
ｸﾞﾙｰﾌﾟﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	t-edu@ccml.kanagawa-it.ac.jp		

〈教職教育センター支援室〉

場　　所	K2号館　3階　1304教室
開室時間	平日9:00～17:00（夏期及び冬期休業中を除く）
電話番号	046-291-3329
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	kyoushoku@kait.jp

◯教務課

場　　所	K2号館　1階
開室時間	平日9:00～18:30、土曜日9:00～17:00（夏期及び冬期休業中を除く）
電話番号	046-241-1213
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	kyoumu@kait.jp